

令和2年提案 対応状況 (都道府県別)

令和2年12月18日

内閣府地方分権改革推進室

目次

都道府県名	ページ	都道府県名	ページ
北海道	1	滋賀県	39
青森県	2	京都府	40
岩手県	3	大阪府	42
宮城県	4	兵庫県	45
秋田県	6	奈良県	48
山形県	8	和歌山県	49
福島県	9	鳥取県	51
茨城県	11	島根県	53
栃木県	13	岡山県	54
群馬県	16	広島県	55
埼玉県	18	山口県	56
千葉県	20	徳島県	57
東京都	22	香川県	59
神奈川県	24	愛媛県	60
新潟県	26	高知県	61
富山県	28	福岡県	63
石川県	29	佐賀県	64
福井県	30	長崎県	65
山梨県	31	熊本県	67
長野県	32	大分県	69
岐阜県	34	宮崎県	71
静岡県	35	鹿児島県	72
愛知県	36	沖縄県	74
三重県	38		

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（北海道関連）（1件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
143	旭川市	地籍調査実施主体への相続財産管理人選任請求権の付与	地籍調査対象土地の所有者が死亡しており、その所有者について戸籍上の法定相続人が存在しない又は法定相続人の全員が相続放棄している(以下「相続人不存在」という。)場合に、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権を付与する民法第952条第1項の特則規定を国土調査法に設ける。	法務省、国土交通省	5【法務省(3)】【国土交通省(5)(ii)】 国土調査法(昭26法180) 地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、登記簿上の土地の所有者が死亡し戸籍上相続人の存在が明らかでない場合(相続人全員が相続放棄をした場合を含む。)も、同条4項の「土地の所有者の所在が明らかでない場合」に該当することを明確化するため、「土地所有者等の所在が明らかでない場合における筆界の調査要領」(平23国土交通省土地・水資源局)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（青森県関連）（2件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
74	福岡県、青森県、九州地方知事会	事業承継税制の認定審査に係る法令解釈の明確化による事業者の利便性の向上	国が法令の解釈に関するQ&A集を作成、公開し、法令の解釈を明確化すること	経済産業省	5【経済産業省】 (3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。 ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。 ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たった際の留意点に関するカリキュラムを充実させる。
142	八戸市、山梨県	中核市における母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還に係る法解釈の明確化	中核市移行時の事務移譲に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権譲渡について、市が一般会計から県へ支払う債権譲受額を、市の特別会計への一般会計繰入金とみなせる旨を明確化する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (26) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) (イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に係る国庫償還額等(37条2項、5項及び6項)については、指定都市及び中核市(以下この事項において「指定都市等」という。)が都道府県から母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権を譲り受ける際に支払う金額を、当該指定都市等による特別会計への繰入額の総額に含めて算定することが可能であることを明確化し、都道府県及び指定都市等に令和2年度中に通知する。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（岩手県関連）（4件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
57	秋田県、岩手県、宮古市、久慈市、一関市	医療施設運営費等補助金の早期交付決定	医療施設運営費等補助金について、早期に交付決定すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金（歯科医師）及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。
106	岩手県、宮古市、久慈市、一関市、宮城県、秋田県	医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の早期交付決定	医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の早期交付決定	厚生労働省	5【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金（歯科医師）及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。
107	岩手県、宮古市、久慈市、一関市、洋野町、宮城県、秋田県	医療施設等設備整備費補助金の早期交付決定	医療施設等設備整備費補助金の早期交付決定	厚生労働省	5【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金（歯科医師）及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。
167	島根県、岩手県、沖縄県、中国地方知事会	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化を求める。	環境省	5【環境省】 (10)自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金 自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、やむを得ないと認められる場合の交付決定前着工の導入について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当該交付金の交付決定については、工事の早期着手に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（宮城県関連）（7件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
25	宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県 【重点22】	自作農創設特別措置法に基づく農地買収に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事業における事務処理の簡素化	・時効取得手続きの簡素化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催スケジュールの明確化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務化	法務省、農林水産省	5【法務省(4)】【農林水産省(7)(iv)】 農地法(昭27法229) 自作農創設特別措置法に基づく買収による登記が看過され、占有者等への所有権の移転の登記(以下「二重登記」という。)がされた国有農地については、以下の措置を講ずる。 ・占有者等の登記の抹消に係る承諾書の取得などの二重登記を解消するための事務は都道府県の管理事務に含まれないことを、地方農政局及び都道府県に通知する。 ・二重登記に関し占有者等への売払いや自作農財産紛争処理等連絡協議会における時効取得に関する手続が利用可能であることについて、法務局及び地方法務局において占有者等に情報提供することとし、その旨を法務局及び地方法務局に通知する。 [措置済み(令和2年12月4日付け法務省民事局民事第二課事務連絡、令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)]
89	三重県、宮城県、広島県 【重点22】	国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮	都道府県が管理する国有農地等について、迅速な処分が可能となるよう、旧所有者等への優先売払いに係る公告期間(6カ月)の短縮を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (ii)都道府県が管理事務の一部を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、その早期処分に向けて、都道府県の事務が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。 ・農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めた国有農地については、原則として、旧所有者等の買受意向確認のための公告期間の満了を待たずに、旧所有者等への売払い又は財務省への引継ぎに向けた準備を進めるとし、その旨を地方農政局及び都道府県に通知する。 [措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)]
90	三重県、宮城県、広島県	国有農地等の継続的な維持管理に係る国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の年度当初からの事業実施への見直し	国有農地等の継続的な維持管理のため、4月1日からの事業実施が可能となるよう、早期の交付決定又は交付決定前着手の適用を図ること。	農林水産省	5【農林水産省】 (16)国有農地等管理処分事業事務取扱交付金 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金については、都道府県による国有農地等の管理に支障が生じないよう、令和3年度から年度当初に交付決定を行う。
91	三重県、宮城県 【重点22】	「自作農財産に係る取得時効の取り扱いについて」の制度運用の見直し及び時効取得の認定に係る基準の明確化	国有農地等の時効が完成した財産については、柔軟な対応が可能となるよう、「自作農財産に係る取得時効の取り扱いについて」の制度運用の見直しを行うとともに、同制度における時効取得の認定にかかる明確な基準を策定すること。	農林水産省	5【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (iii)国有農地の占有者から取得時効の完成を主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)の運営については、迅速な処理及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」(昭51農林省構造改善局長)及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」(昭51農林省構造改善局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・占有者から時効取得の申出を受け付けた場合は、速やかに法務局又は地方法務局、地方農政局及び都道府県の3者で事前調整を行うこととする。 ・事前調整において取得時効の完成について検討した結果、協議会に付議しないと判断した場合は、地方農政局は申出者に対して、書面によりその理由を通知することとする。 ・申出者が提出する書類及び都道府県が準備する書類については、取得時効の完成を証明するための必要最小限のものとし、明確化する。 ・協議会は、定期的に開催することとする。 [措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)]
106	岩手県、宮古市、久慈市、一関市、宮城県、秋田県	医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の早期交付決定	医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の早期交付決定	厚生労働省	5【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。
107	岩手県、宮古市、一関市、洋野町、宮城県、秋田県	医療施設等設備整備費補助金の早期交付決定	医療施設等設備整備費補助金の早期交付決定	厚生労働省	5【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。

132	長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県 【重点28】	家畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること	家畜伝染病予防法(以下「法」という)第6条に規定される特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するための家畜の注射、薬浴又は投薬(以下「ワクチン接種」という。)について、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすること。	農林水産省	5【農林水産省】 (5)家畜伝染病予防法(昭26法166) 豚熱の予防的ワクチン接種(初回接種を除く。)については、確実かつ継続的な接種体制の整備を図るため、令和2年度中に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令2農林水産大臣)を改正し、家畜防疫員(53条3項)に加え、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師が実施することを可能とする。
-----	---------------------------------------	---	---	-------	---

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（秋田県関連）（8件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
25	宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県 【重点22】	自作農創設特別措置法に基づく農地買収に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事業における事務処理の簡素化	・時効取得手続きの簡素化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催スケジュールの明確化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権削除の義務化	法務省、農林水産省	5【法務省(4)】【農林水産省(7)(iv)】 農地法(昭27法229) 自作農創設特別措置法に基づく買収による登記が看過され、占有者等への所有権の移転の登記(以下「二重登記」という。)がされた国有農地については、以下の措置を講ずる。 ・占有者等の登記の抹消に係る承諾書の取得などの二重登記を解消するための事務は都道府県の管理事務に含まれないことを、地方農政局及び都道府県に通知する。 ・二重登記に関し占有者等への売払いや自作農財産紛争処理等連絡協議会における時効取得に関する手続が利用可能であることについて、法務局及び地方法務局において占有者等に情報提供することとし、その旨を法務局及び地方法務局に通知する。 [措置済み(令和2年12月4日付け法務省民事局民事第二課事務連絡、令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)]
51	秋田県、男鹿市、大仙市、仙北市、小坂町、井川町、大湯村	マイキーID設定支援計画に係る実施実績報告における「調査・照会(一斉調査)システム」の活用	毎月、都道府県が市町村分をとりまとめて報告している、マイキーID設定支援計画に係る実施実績について、「調査・照会(一斉調査)システム」を利用して、市町村が総務省に直接報告すること。 また、報告結果について、都道府県別に集計したものを当該システム上で閲覧できるようにすること。	総務省	5【総務省】 (17)マイキーID設定支援計画 マイキーID設定支援計画の実施実績報告については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、市町村(特別区を含む。)の実績について都道府県の取りまとめに係る運用の改善を行うとともに、全国での実施実績について地方公共団体に情報提供する。 [措置済み(令和2年9月29日付け総務省自治行政局マイナビポイント施策推進室事務連絡等)]
52	秋田県、新潟県	「都道府県別登録調査員研修」における研修対象者への周知・募集等の事務を研修受託事業者に委託すること	統計調査員確保対策事業のうち、総務大臣が実施する事業である「都道府県別登録調査員研修」について、都道府県が事務連絡による依頼に基づき行っている、研修対象者への周知・募集及び出席者への旅費支給等の事務を、都道府県ではなく、総務省が研修業務を委託する事業者に行わせていただきたい。	総務省	5【総務省】 (15)統計調査員確保対策事業 統計調査員確保対策事業のうち、都道府県別登録調査員研修については、都道府県と総務省の委託を受けた事業者との業務分担を明確化するとともに、都道府県の事務負担の軽減に資するよう、研修の実施回数、開催規模等について都道府県の柔軟な取扱いが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。
53	秋田県、男鹿市、大仙市、井川町、羽後町	外国人受入環境整備交付金に係る提出書類の明確化	外国人受入環境整備交付金の提出書類を明確化すること。 現在、提出が求められている書類は、当該時期に提出できない等の理由により、国に確認の上、代替書類を提出していることから、実態に合わせて求める書類を明確な記載に変更してほしい。 (記載変更の例) ・歳入歳出予算(見込み)書抄本→予算措置が行われていることを確認できる資料 ・歳入歳出決算(見込み)書抄本→決算見込みを確認できる資料	法務省	5【法務省】 (8)外国人受入環境整備交付金 外国人受入環境整備交付金については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、「外国人受入環境整備交付金Q&A」(出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課)において、交付申請及び事業実績報告に係る提出書類の例示を追加し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。
57	秋田県、岩手県、宮古市、久慈市、一関市	医療施設運営費等補助金の早期交付決定	医療施設運営費等補助金について、早期に交付決定すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。
88	千葉県、秋田県、高知県	既存の集計システムを活用した調査とりまとめ事務の効率化	都道府県が市町村分を取りまとめる必要のある調査に関しては、「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会(一斉調査)システム」や「デジタルPMO」など既存の集計システムを活用すること。	総務省	5【総務省】 (18)自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査 自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和3年度調査から調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施する。 (19)情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検の報告については、市町村(特別区を含む。)の点検結果についての都道府県の取りまとめに係る事務負担の軽減を図るため、令和3年度の情報提供ネットワークシステムの更改に合わせて当該報告に係るシステムの機能改善を行う。

106	岩手県、宮古市、久慈市、一関市、宮城県、秋田県	医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の早期交付決定	医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の早期交付決定	厚生労働省	5【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。
107	岩手県、宮古市、久慈市、一関市、洋野町、宮城県、秋田県	医療施設等設備整備費補助金の早期交付決定	医療施設等設備整備費補助金の早期交付決定	厚生労働省	5【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（山形県関連）（1件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
137	置賜広域行政事務組合	社会資本整備総合交付金事業の下水道広域化推進総合事業において一部事務組合がし尿受入施設の設置及び維持管理ができるよう措置を講ずること	社会資本整備総合交付金事業の下水道広域化推進総合事業について、交付要綱の交付対象は、下水道終末処理場にし尿受入施設を整備しようとする場合、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとされている。しかし、現に一部事務組合が設置し維持管理を行っている複数のし尿処理施設を廃止し、当該一部事務組合の構成自治体が設置し維持管理を行っている下水道終末処理場にし尿受入施設を設置しようとする場合は、一部事務組合においてし尿受入施設の設置及び維持管理ができるよう措置を講ずること。	国土交通省、環境省	5【国土交通省(15)(ii)】【環境省(11)】 社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の下水道広域化推進総合事業については、地方公共団体における汚水処理の広域化・共同化を促進する観点から、下水道事業を行う地方公共団体が、委託により他の地方公共団体と連携して当該事業を活用してし尿受入施設の運営を行っている事例等を調査した上で、地方公共団体に令和3年中に周知する。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（福島県関連）（10件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
151	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請書類等の簡素化	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、「入院医療記録票」を始めとした申請書類等の簡素化を図ること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (38)肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における医療費助成の申請書類については、申請者及び医療機関の負担軽減を図るため、当該事業の見直しに合わせ、令和3年度から記載事項を簡素化する。
152	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県 【重点19】	指定難病患者が特定医療を受けることができる指定医療機関等の指定の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、申請者等の負担軽減を図るため、事前の申告を廃止し、すべての難病指定医療機関での受診であれば助成対象とするよう改正を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)指定医療機関の中から指定難病患者が特定医療を受けるものを定め、医療受給者証へ記載する事務(7条3項及び4項)の在り方については、指定難病患者の利便性の向上及び都道府県等の事務負担の軽減を図る観点から、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
153	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	難病医療費助成制度の簡素化・効率化	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、以下の対応を求める。 ①臨床調査個人票の簡素化 申請に必要な臨床調査個人票(診断書)については、記載項目が多岐にわたり、記載する指定医や審査を行う自治体の負担となっている。平成30年度当県提案において「負担を軽減する方向で検討」との回答をいただいているところであるが、引き続き簡素化に向けた検討をお願いしたい。 ②実効性のあるオンラインデータベースの導入 現在検討がおこなわれているオンラインデータベースの導入について、指定医や自治体の負担が真に軽減されるよう、実効性のある仕組みでの導入を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i)臨床調査個人票(6条1項)及び指定難病患者データベースについては、都道府県等及び指定医の負担を軽減する方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえ、記載事項(施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長)及びデータの登録に係る事務の簡素化等について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
154	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	難病指定医研修オンラインシステムの運用改善	各自治体が実施する難病指定医研修については、令和2年2月にオンラインシステムが導入され、eラーニングにより受講できることとなった。しかし、導入されたシステムにはIDパスワードの自動発行機能が搭載されておらず、自治体職員が指定医の申請を受け、手作業で発行する必要がある。類似の制度である小児慢性特定疾病のオンライン研修システムには同機能が搭載されていることから、システムの改善及び運用方法の見直しを求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (iv)都道府県知事等が行う指定医の指定に係る研修(施行規則15条)については、都道府県等の負担軽減を図るため、都道府県等の意見を踏まえつつ、オンライン研修の登録方法の見直しについて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
175	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	砂防指定地の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	砂防法第2条に基づき指定される、砂防設備を要する土地又は治水土砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地(以下、本提案において「砂防指定地」という。)について、都道府県の進達を受けて国土交通大臣が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制等の抜本的な見直しを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (1)砂防法(明30法29) 砂防指定地(2条)の指定の手続については、都道府県が管内の土地において砂防工事(1条)等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る国土交通大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。
176	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	地すべり防止区域の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	地すべり等防止法第3条に規定される地すべり防止区域について、都道府県知事の進達を受けて主務大臣(農林水産大臣又は国土交通大臣)が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制の抜本的な見直しを求める。	農林水産省、国土交通省	5【農林水産省(10)】【国土交通省(9)】 地すべり等防止法(昭33法30) 地すべり防止区域(3条1項)の指定の手続については、都道府県が管内の土地において地すべり防止工事(2条4項)等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る主務大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。

178	栃木県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る交付額の算定に前々年度の実績を用いることの見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分額の算定において、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る前々年度の実績(不用額)については、配分額から減ずることを廃止する又は一定割合以内であれば減じないなど、配分基準を見直すこと。	農林水産省	5【農林水産省】 (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・配分額に前々年度の不用額を反映することについては、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合は行わないこととするなど配分基準を見直す。
210	福島県 【重点37】	関係法律等に基づく計画策定の義務付け(実質的な義務付けとなっている努力義務を含む)を見直すこと	関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものについて、策定、改定の時期、計画の内容について、自治体が必要や実態を踏まえて判断できるような任意規定とすること。 また、実質的には義務付けとなっている努力義務について、策定が任意であることを周知すること。	①内閣府 ②厚生労働省 ③④内閣府 ⑤⑥⑦厚生労働省 ⑧法務省	5【内閣府】 (6)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平13法31) 基本計画(2条の3第1項及び同条第3項)については、地方公共団体の判断により、関係機関による協議会等における協議結果を計画の一部として活用することが可能であること、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であると、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (8)子ども・若者育成支援推進法(平21法71) 子ども・若者計画(9条1項及び2項)については、以下のとおりとする。 ・子ども・若者育成支援推進大綱(8条1項)を立案した内容であれば、総合計画など地方公共団体における既存の計画等を当該計画とみなすことが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・令和2年度中を目的に策定することとする子ども・若者育成支援推進大綱の改定の時期については、地方公共団体及び「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」の意見を踏まえ、政策的に関連の深い他の大綱等の改定の時期に合わせて方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (12)子どもの貧困対策の推進に関する法律(平25法64) 子どもの貧困対策についての計画(9条1項及び同条2項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。 5【法務省】 (7)再犯の防止等の推進に関する法律(平28法104) 地方再犯防止推進計画(8条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であること等を明確化するため、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」(令元法務省)を改定し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (iii)障害児福祉計画(33条の20第1項及び33条の22第1項)については、計画に定めるように努めるものとされている事項(33条の20第3項及び33条の22第3項)を記載するか否かは地方公共団体の判断によること、地方公共団体において障害者基本法(昭45法84)36条1項及び4項の合議制の機関を設置している場合には、当該計画の策定及び変更に向けた意見集約の場として当該機関を活用することができることを、地方公共団体に次回の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平29厚生労働省告示116)の改正時に改めて通知する。 (26)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) (ii)自立促進計画(12条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村(以下この事項において「都道府県等」という。)がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、都道府県等に令和2年度中に通知する。 (31)次世代育成支援対策推進法(平15法120) (i)行動計画(8条1項及び9条1項)については、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (46)社会的養育推進計画の策定に関する事務 社会的養育推進計画については、地域の実情を踏まえつつ、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(特別区を含む。以下この事項において「都道府県等」という。)の判断により策定されるものであることを、都道府県等に令和2年度中に通知する。
211	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県 【重点32】	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届の一部省略化	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届について、告示対象以外の変更時には、変更届を省略できるようにする。 【告示対象】 名称及び住所の変更	厚生労働省	5【厚生労働省】 (15)生活保護法(昭25法144) (ii)都道府県知事等が指定する医療機関の申請(49条の2)等については、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請(健康保険法(大11法70)65条)等と併せて地方厚生局を窓口として行うこととする方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
212	群馬県、福島県、茨城県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	生活保護費等国庫負担金等に係る事務負担の軽減	生活保護費等国庫負担金等に係る実績報告書について、実績報告書様式の簡素化、チェック媒体の改善、要綱改正時期の早期化等により、事務負担の軽減を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平6法30)及び生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活保護費等国庫負担金等(生活保護法75条1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律14条4項及び15条4項並びに生活困窮者自立支援法15条1項)の実績報告については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、報告に用いる様式の改正が必要な場合は可能な限り早期に行うとともに、令和2年度事業の報告から当該様式への入力事務を効率化するための所要の措置を講ずる。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（茨城県関連）（7件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
151	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請書類等の簡素化	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、「入院医療記録票」を始めとした申請書類等の簡素化を図ること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (38)肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における医療費助成の申請書類については、申請者及び医療機関の負担軽減を図るため、当該事業の見直しに合わせ、令和3年度から記載事項を簡素化する。
152	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県 【重点19】	指定難病患者が特定医療を受けることができる指定医療機関等の指定の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、申請者等の負担軽減を図るため、事前の申告を廃止し、すべての難病指定医療機関での受診であれば助成対象とするよう改正を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)指定医療機関の中から指定難病患者が特定医療を受けるものを定め、医療受給者証へ記載する事務(7条3項及び4項)の在り方については、指定難病患者の利便性の向上及び北海道府県等の事務負担の軽減を図る観点から、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
153	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	難病医療費助成制度の簡素化・効率化	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、以下の対応を求める。 ①臨床調査個人票(診断書)については、申請に必要な臨床調査個人票(診断書)については、記載項目が多岐にわたり、記載する指定医や審査を行う自治体の負担となっている。平成30年度当県提案において「負担を軽減する方向で検討」との回答をいただいているところであるが、引き続き簡素化に向けた検討をお願いしたい。 ②実効性のあるオンラインデータベースの導入 現在検討がおこなわれているオンラインデータベースの導入について、指定医や自治体の負担が真に軽減されるよう、実効性のある仕組みでの導入を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i)臨床調査個人票(6条1項)及び指定難病患者データベースについては、都道府県等及び指定医の負担を軽減する方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえ、記載事項(施行規則14条及び26厚生労働省健康局疾病対策課長)及びデータの登録に係る事務の簡素化等について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
154	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	難病指定医研修オンラインシステムの運用改善	各自治体を実施する難病指定医研修については、令和2年2月にオンラインシステムが導入され、eラーニングにより受講できることとなった。しかし、導入されたシステムにはIDパスワードの自動発行機能が搭載されておらず、自治体職員が指定医の申請を受け、手作業で発行する必要がある。類似の制度である小児慢性特定疾病のオンライン研修システムには同機能が搭載されていることから、システムの改善及び運用方法の見直しを求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (iv)都道府県知事等が行う指定医の指定に係る研修(施行規則15条)については、都道府県等の負担軽減を図るため、都道府県等の意見を踏まえつつ、オンライン研修の登録方法の見直しについて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
178	栃木県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る交付額の算定に前々年度の実績を用いることの見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分額の算定において、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る前々年度の実績(不用額)については、配分額から減ずることを廃止する又は一定割合以内であれば減じないなど、配分基準を見直すこと。	農林水産省	5【農林水産省】 (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・配分額に前々年度の不用額を反映することについては、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合は行わないこととするなど配分基準を見直す。
211	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県 【重点32】	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届の一部省略化	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届について、告示対象以外の変更時には、変更届を省略できるようにする。 【告示対象】名称及び住所の変更	厚生労働省	5【厚生労働省】 (15)生活保護法(昭25法144) (ii)都道府県知事等が指定する医療機関の申請(49条の2)等については、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請(健康保険法(大11法70)65条)等と併せて地方厚生局を窓口として行うこととする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

212	群馬県、福島県、茨城県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	生活保護費等国庫負担金等に係る事務負担の軽減	生活保護費等国庫負担金等に係る実績報告書について、実績報告書様式の簡素化、チェック媒体の改善、要綱改正時期の早期化等により、事務負担の軽減を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平6法30)及び生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活保護費等国庫負担金等(生活保護法75条1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律14条4項及び15条4項並びに生活困窮者自立支援法15条1項)の実績報告については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、報告に用いる様式の改正が必要な場合は可能な限り早期に行うとともに、令和2年度事業の報告から当該様式への入力事務を効率化するための所要の措置を講ずる。
-----	---	------------------------	--	-------	--

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（栃木県関連）（15件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
108	佐野市	世帯分離届の申請に係る認定基準の明確化	世帯について、定義や確認方法について明示すること。	総務省	5【総務省】 (7)住民基本台帳法(昭42法81) 市町村長(特別区の長を含む。)が、世帯に関する事項をはじめ住民票の記載事項(7条)につき、必要があると認めるときに行う調査(34条2項)については、令和3年度に実施する地方公共団体向けの研修会等において、その運用に当たっての留意事項を周知する。
109	佐野市、野洲市	個人番号カード利用環境整備費補助金申請における押印の省略	個人番号カード利用環境整備費補助金申請について、公印の押印を省略できるとすること。併せて、書面の提出を不要とし、データ提出のみとすること。	総務省	5【総務省】 (16)個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金に係る交付申請書等については、押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とするよう、「個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱」(令元総務省)及び「マイナポイント事業費補助金交付要綱」(令2総務省)を改正する。 [措置済み(令和2年8月3日付け総務大臣通知、令和2年8月5日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡、令和2年8月11日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡)]
151	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請書類等の簡素化	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、「入院医療記録票」を始めとした申請書類等の簡素化を図ること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (38)肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における医療費助成の申請書類については、申請者及び医療機関の負担軽減を図るため、当該事業の見直しに合わせ、令和3年度から記載事項を簡素化する。
152	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県 【重点19】	指定難病患者が特定医療を受けることができる指定医療機関等の指定の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、申請者等の負担軽減を図るため、事前の申告を廃止し、すべての難病指定医療機関での受診であれば助成対象とするよう改正を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i)指定医療機関の中から指定難病患者が特定医療を受けるものを定め、医療受給者証へ記載する事務(7条3項及び4項)の在り方については、指定難病患者の利便性の向上及び都道府県等の事務負担の軽減を図る観点から、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
153	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	難病医療費助成制度の簡素化・効率化	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、以下の対応を求める。 ①臨床調査個人票の簡素化 申請に必要な臨床調査個人票(診断書)については、記載項目が多岐にわたり、記載する指定医や審査を行う自治体の負担となっている。平成30年度当県提案において「負担を軽減する方向で検討」との回答をいただいているところであるが、引き続き簡素化に向けた検討をお願いしたい。 ②実効性のあるオンラインデータベースの導入 現在検討がおこなわれているオンラインデータベースの導入について、指定医や自治体の負担が真に軽減されるよう、実効性のある仕組みでの導入を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i)臨床調査個人票(6条1項)及び指定難病患者データベースについては、都道府県等及び指定医の負担を軽減する方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえ、記載事項(施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長)及びデータの登録に係る事務の簡素化等について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
154	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	難病指定医研修オンラインシステムの運用改善	各自治体が実施する難病指定医研修については、令和2年2月にオンラインシステムが導入され、eラーニングにより受講できることとなった。 しかし、導入されたシステムにはIDパスワードの自動発行機能が搭載されておらず、自治体職員が指定医の申請を受け、手作業で発行する必要がある。類似の制度である小児慢性特定疾病のオンライン研修システムには同機能が搭載されていることから、システムの改善及び運用方法の見直しを求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (iv)都道府県知事等が行う指定医の指定に係る研修(施行規則15条)については、都道府県等の負担軽減を図るため、都道府県等の意見を踏まえつつ、オンライン研修の登録方法の見直しについて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

175	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	砂防指定地の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	砂防法第2条に基づき指定される、砂防設備を要する土地又は治水用砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地(以下、本提案において「砂防指定地」という。)について、都道府県の進達を受けて国土交通大臣が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制等の抜本的な見直しを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (1)砂防法(明30法29) 砂防指定地(2条)の指定の手続については、都道府県が管内の土地において砂防工事(1条)等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る国土交通大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。
176	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	地すべり防止区域の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	地すべり等防止法第3条に規定される地すべり防止区域について、都道府県知事の進達を受けて主務大臣(農林水産大臣又は国土交通大臣)が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制の抜本的な見直しを求める。	農林水産省、国土交通省	5【農林水産省(10)】【国土交通省(9)】 地すべり等防止法(昭33法30) 地すべり防止区域(3条1項)の指定の手続については、都道府県が管内の土地において地すべり防止工事(2条4項)等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る主務大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。
177	栃木県、群馬県、新潟県	鳥獣被害防止総合対策交付金における「軽微な変更」の範囲拡大及び交付限度額に関する考え方の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金について、推進事業に要する一定程度の経費配分の変更を「軽微な変更」として取り扱い、国の変更承認を不要とすること。また、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業で定められている交付限度額を廃止すること。	農林水産省	5【農林水産省】 (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・事業の相互間の経費の額の変更のうち一定のものについては、農林水産大臣の承認が不要な「軽微な変更」とする。
178	栃木県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る交付額の算定に前々年度の実績を用いることの見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分額の算定において、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る前々年度の実績(不用額)については、配分額から減ずることを廃止する又は一定割合以内であれば減じないなど、配分基準を見直すこと。	農林水産省	5【農林水産省】 (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・配分額に前々年度の不用額を反映することについては、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合は行わないこととするなど配分基準を見直す。
179	栃木県	財産処分承認の際に付される国庫補助金相当額の納付の条件の見直し	農林水産省所管の間接補助事業に係る交付要綱等において、財産処分の承認の際に付される国庫補助金相当額の納付の条件を「間接補助事業者から返還があった場合に限り国に納付」することと規定し、財産処分手続において、間接補助事業者から納付がなされなければ、国は都道府県や市町村に対し自己負担をして納付することを求めないこととすること。	財務省、農林水産省	5【財務省(3)】【農林水産省(9)】 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、間接補助事業者等が資金繰りの悪化等により補助対象財産を維持管理することが困難となった場合における補助事業者等に対する国庫納付条件について、関連する司法判断も踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
194	神奈川県、栃木県、横浜市、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、寒川町、箱根町、福岡県	3R推進交付金の交付対象の明確化等	循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、廃棄物処理施設整備交付金の申請手続における交付対象、交付率等の明確化及び説明会・研修会の開催	環境省	5【環境省】 (9)循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び廃棄物処理施設整備交付金 循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び廃棄物処理施設整備交付金については、地方公共団体による交付対象の判断に資するよう、令和2年度中に新たな交付金申請の手引を作成するとともに、循環型社会形成推進交付金サイトへの関連資料の集約等を行う。
195	神奈川県、栃木県、川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、伊勢原市、寒川町、箱根町	災害等廃棄物処理事業費補助金申請における添付資料の削減	災害等廃棄物処理事業費補助金の申請における添付資料を必要最低限のものに限定すること	環境省	5【環境省】 (8)災害等廃棄物処理事業費補助金 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付資料については、地方公共団体の負担軽減を図り災害対応に注力できるようにする観点から、必要最小限のものとなるよう、「災害関係業務事務処理マニュアル」(平26環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

200	指定都市市長会、栃木県、千葉県、高知県	災害救助法による救助期間における協議方法の見直し	災害救助法による救助期間の基準を延長し、特別基準を設ける場合における国との協議方法の運用を見直す。	内閣府	5【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) 救助の期間(4条3項)の延長については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかなる場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることを具体的な事例を示しつつ明確化し、全国会議を通じ、地方公共団体に令和3年5月を目途に周知する。
211	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、洪川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県 【重点32】	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届の一部省略化	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届について、告示対象以外の変更時には、変更届を省略できるようにする。 【告示対象】名称及び住所の変更	厚生労働省	5【厚生労働省】 (15)生活保護法(昭25法144) (ii)都道府県知事等が指定する医療機関の申請(49条の2)等については、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請(健康保険法(大11法70)65条)等と併せて地方厚生局を窓口として行うこととする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（群馬県関連）（11件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
147	明和町、長野原町、玉村町、千代田町	開発許可における道路の歩車道の分離に係る基準について地方公共団体が条例で緩和することを可能とする見直し	都市計画法第33条第1項に規定する開発許可の基準のうち、「開発区域内の幅員9メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること」としているものについて、地方公共団体が開発区域の区域区分・地域地区等の実態や、区域内の道路及び周辺建築物の配置(予定)状況、その他の地域の実情を十分に勘案した上で、工業団地の造成等により設置される道路で歩行者の通行の用に供することが想定されないものについては、幅員9メートル以上であっても歩道の設置を不要とすることが可能となるよう、当該基準を条例で緩和できるようにしてほしい。	国土交通省	5【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) 開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、道路に関する基準(施行令第25条1号から5号)については、地方公共団体が歩道の設置の要否等を地域の実情に応じて判断できるよう、以下のとおりとする。 ・予定建築物等の敷地に接する道路の幅員に係る基準(同条2号)について、条例により緩和している事例を地方公共団体に令和3年中に周知する。 ・歩車道を分離しなければならない道路の幅員に係る基準(同条5号)について、制度の運用実態や地方公共団体の意向等を調査した上で、当該基準を条例により緩和できるようにすることも含め、当該基準の在り方について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
151	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請書類等の簡素化	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、「入院医療記録票」を始めとした申請書類等の簡素化を図ること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (38)肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における医療費助成の申請書類については、申請者及び医療機関の負担軽減を図るため、当該事業の見直しに合わせ、令和3年度から記載事項を簡素化する。
152	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県 【重点19】	指定難病患者が特定医療を受けることができる指定医療機関等の指定の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、申請者等の負担軽減を図るため、事前の申告を廃止し、すべての難病指定医療機関での受診であれば助成対象とするよう改正を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)指定医療機関の中から指定難病患者が特定医療を受けるものを定め、医療受給者証へ記載する事務(7条3項及び4項)の在り方については、指定難病患者の利便性の向上及び都道府県等の事務負担の軽減を図る観点から、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
153	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	難病医療費助成制度の簡素化・効率化	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、以下の対応を求める。 ①臨床調査個人票の簡素化 申請に必要な臨床調査個人票(診断書)については、記載項目が多岐にわたり、記載する指定医や審査を行う自治体の負担となっている。平成30年度当提案において「負担を軽減する方向で検討」との回答をいただいているところであるが、引き続き簡素化に向けた検討をお願いしたい。 ②実効性のあるオンラインデータベースの導入 現在検討がおこなわれているオンラインデータベースの導入について、指定医や自治体の負担が真に軽減されるよう、実効性のある仕組みでの導入を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i)臨床調査個人票(6条1項)及び指定難病患者データベースについては、都道府県等及び指定医の負担を軽減する方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえ、記載事項(施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長)及びデータの登録に係る事務の簡素化等について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
154	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	難病指定医研修オンラインシステムの運用改善	各自治体で実施する難病指定医研修については、令和2年2月にオンラインシステムが導入され、eラーニングにより受講できることとなった。しかし、導入されたシステムにはIDパスワードの自動発行機能が搭載されておらず、自治体職員が指定医の申請を受け、手作業で発行する必要がある。類似の制度である小児慢性特定疾病のオンライン研修システムには同機能が搭載されていることから、システムの改善及び運用方法の見直しを求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (iv)都道府県知事等が行う指定医の指定に係る研修(施行規則15条)については、都道府県等の負担軽減を図るため、都道府県等の意見を踏まえつつ、オンライン研修の登録方法の見直しについて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
175	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	砂防指定地の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	砂防法第2条に基づき指定される、砂防設備を要する土地又は治水に砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地(以下、本提案において「砂防指定地」という。)について、都道府県の進達を受けて国土交通大臣が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制等の抜本的な見直しを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (1)砂防法(明30法29) 砂防指定地(2条)の指定の手続については、都道府県が管内の土地において砂防工事(1条)等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る国土交通大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。

176	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	地すべり防止区域の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	地すべり等防止法第3条に規定される地すべり防止区域について、都道府県知事の進達を受けて主務大臣（農林水産大臣又は国土交通大臣）が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制の抜本的な見直しを求める。	農林水産省、国土交通省	5【農林水産省(10)】【国土交通省(9)】 地すべり等防止法(昭33法30) 地すべり防止区域(3条1項)の指定の手続については、都道府県が管内の土地において地すべり防止工事(2条4項)等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る主務大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。
177	栃木県、群馬県、茨城県、群馬県、新潟県	鳥獣被害防止総合対策交付金における「軽微な変更」の範囲拡大及び交付限度額に関する考え方の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金について、推進事業に要する一定程度の経費配分の変更を「軽微な変更」として取り扱い、国の変更承認を不要とすること。また、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業で定められている交付限度額を廃止すること。	農林水産省	5【農林水産省】 (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・事業の相互間の経費の額の変更のうち一定のものについては、農林水産大臣の承認が不要な「軽微な変更」とする。
178	栃木県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る交付額の算定に前々年度の実績を用いることの見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分額の算定において、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る前々年度の実績(不用額)については、配分額から減ずることを廃止する又は一定割合以内であれば減じないなど、配分基準を見直すこと。	農林水産省	5【農林水産省】 (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・配分額に前々年度の不用額を反映することについては、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合は行わないこととするなど配分基準を見直す。
211	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県 【重点32】	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届の一部省略	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届について、告示対象以外の変更時には、変更届を省略できるようにする。 【告示対象】名称及び住所の変更	厚生労働省	5【厚生労働省】 (15)生活保護法(昭25法144) (ii)都道府県知事等が指定する医療機関の申請(49条の2)等については、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請(健康保険法(大11法70)65条)等と併せて地方厚生局を窓口として行うこととする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
212	群馬県、福島県、茨城県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	生活保護費等国庫負担金等に係る事務負担の軽減	生活保護費等国庫負担金等に係る実績報告書について、実績報告書様式の簡素化、チェック媒体の改善、要綱改正時期の早期化等により、事務負担の軽減を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平6法30)及び生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活保護費等国庫負担金等(生活保護法75条1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律14条4項及び15条4項並びに生活困窮者自立支援法15条1項)の実績報告については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、報告に用いる様式の改正が必要な場合は可能な限り早期に行うとともに、令和2年度事業の報告から当該様式への入力事務を効率化するための所要の措置を講ずる。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（埼玉県関連）（8件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
48	愛知県、埼玉県	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きによる調査義務の一時免除を受けた土地に係る土地の形質の変更の届出に関する事務手続きの見直し	法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れることができるものとする(土壌汚染対策法第4条第3項ただし書きと同様とする)。また、上記の内容の実現が困難とされる場合は、届出から調査結果提出までの手続を迅速化する手法を明示し、周知する。	総務省、環境省	5【総務省(10)】【環境省(7)】 土壌汚染対策法(平14法53) 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等に対する土壌汚染状況の調査・報告の命令については、都道府県知事等が土壌汚染状況の調査・報告を一時的に免除した土地の形質の変更の届出を受理したときの命令(3条8項)を行う場合には、行政手続法(平5法88)第2章から第4章の2までの規定が適用されないことを明確化し、都道府県等に周知する。 [措置済み(令和2年11月25日付け環境省水・大気環境局土壌環境課長通知)]
117	ときがわ町	「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」について都道府県を経由しない直接補助を可能とすること	「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」は、市町村が実施主体となり、都道府県による間接補助の形式をとっているが、都道府県によっては事業を採択していない場合があることから、都道府県を経由しない市町村への直接補助を可能としてほしい。	国土交通省	—
189	神奈川県、埼玉県 【重点23】	宅地建物取引業法および積立式宅地建物販売業法における都道府県經由事務の廃止	宅地建物取引業法第78条の3の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する免許申請書等の經由事務の廃止を求める。 また、第50条第2項の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する届出等の經由事務の廃止を求める。 併せて、積立式宅地建物販売業法第54条の2の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する許可申請書等の經由事務の廃止を求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (7)宅地建物取引業法(昭27法176) 二以上の都道府県の区域にわたる宅地建物取引業の国土交通大臣に対する免許申請等に係る都道府県經由事務(78条の3)については、廃止する。 (13)積立式宅地建物販売業法(昭46法111) 二以上の都道府県の区域にわたる積立式宅地建物販売業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(54条の2)については、廃止する。
221	埼玉県	建築基準法第15条第4項の建築統計の作成に係る届出・報告の内容のオンライン化	建築基準法第15条第1項及び第2項の「建築工事届」「建築物除却届」及び同条第3項の「建築物災害報告書」の内容についてオンライン化し、国が当該入力結果を確認することができるようにすること。 なお、法制度上、都道府県が関与するステップが必要ということであれば、建築主等が入力した届出・報告の内容を、都道府県が電子端末上で確認し、確認の完了した届出・報告が国に進達されるようにすることが考えられる。	国土交通省	5【国土交通省】 (3)建築基準法(昭25法201) (ii)建築統計の作成(15条4項)については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、建築主が届け出る建築工事届及び建築物除却届の様式を、都道府県が作成する建築着工統計調査票及び建築物除却統計調査票への転記が容易となるよう変更する。 また、地方公共団体からの意見を踏まえて、建築統計に関する手続のオンライン化について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
222	埼玉県 【重点35】	「高等学校等就学支援金の支給に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	「就学支援金の支給に関する事務」において、マイナンバーを利用して、「生活保護関係情報」を取得することを可能とすること。	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(10)(i)】【総務省(11)】【文部科学省(9)】【厚生労働省(35)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)による高等学校等就学支援金の支給に関する事務(別表2の113)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。
223	埼玉県	「奨学のための給付金の支給に関する事務」において入手可能な生活保護関係情報の見直し	「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して、生活保護関係の情報照会を行った場合について、生業扶助(高等学校就学費)の情報を一律取得できるような措置を行うこと。 具体的には、生活保護法に基づく生業扶助情報を保護者(親権者)のマイナンバーに紐づけるよう規定すること。なお、親権者が不在の場合には、生徒本人のマイナンバーに紐づけること。	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省(15)】【厚生労働省(44)】 高校生等奨学給付金 高校生等奨学給付金については、生徒本人の個人番号を用いて生業扶助(高等学校等就学費)の受給の有無を確認できることを明確化するため、「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)等の手引き」(平26文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)を令和2年度中に改正する。また、情報提供ネットワークシステムにおいて、当該生業扶助の受給情報を生徒本人に関する情報として登録されるよう促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

224	埼玉県、越谷市、戸田市、朝霞市	「公営住宅法」に基づく近傍同種の住宅の家賃の算定方法の見直し	借上げ型公営住宅の「近傍同種の住宅の家賃」の算定方法について、建設に要した費用等の推定再建築費の算出が困難な場合には、地域の実情に応じて事業主体が算定方法を決定することが可能となるよう、公営住宅法令を改正すること。	国土交通省	5【国土交通省】 (6)公営住宅法(昭26法193) 公営住宅の家賃の上限額となる近傍同種の住宅の家賃(16条1項)の算定については、既存民間住宅等を活用し公営住宅を供給する場合において、当該既存民間住宅等の図面の欠損等により算定が困難なときに、地方公共団体が収集可能な情報から簡便に算定する方法を、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
225	埼玉県、埼玉県町村会 【重点17】	「障害者総合支援法」に基づく居住地特例対象施設の拡大	居宅や現在入所している障害者施設等から、別の市町村に存する介護施設に入所した場合に、現行では当該介護施設が所在する市町村が障害福祉サービスに係る費用を負担するが、当該介護施設入所に費用負担していた市町村が引き続き負担するよう、居住地特例を見直すこと。 また、障害福祉サービスの利用申請手続きについても、介護保険サービスと同様に、介護施設入所に手続きを行っていた市町村で引き続き行えるよう、居住地特例を見直すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (32)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)居宅や障害者支援施設等から他の市区町村に存する介護保険施設等に入所し、障害福祉サービスを利用する場合の居住地特例(19条3項)の適用については、介護保険施設等の入所者の状況等についての実態調査の結果等を踏まえつつ、介護保険施設等を対象とすることについて検討する。その上で、社会保障審議会での議論を踏まえ、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（千葉県関連）（8件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
16	袖ヶ浦市	住民基本台帳法に基づく「特例転入」の適用	個人番号カード所持者に限定している特例転入をすべての人に適用すること。	総務省	—
17	袖ヶ浦市	個人番号カードを用いた転入届等の簡素化等	個人番号カードを所持する者は、新市町村で転入届のみを行い、新市町村では、前市町村から取得する転出証明書情報により、入力を行うことができ、かつ、前市町村では、新市町村から通知された転入通知情報をもって前市町村で転出の手続きをしたものとする。また、内閣官房が推進している引越しワンストップサービスと連携を図ることにより、新市町村に対し、事前に転入届をオンラインで提出できるようにする。	内閣官房、総務省	—
85	千葉県	経営体育成促進換地等調整事業(農業競争力強化農地整備事業)における事業の実施時期の見直し	経営体育成促進換地等調整事業(農業競争力強化農地整備事業)は、農地整備事業等(以下「ハード事業」)の実施予定地区において、農用地利用状況等の調査や関係者間の合意形成、換地設計基準の作成等の費用に対する農林水産省の補助事業である。当該事業について、ハード事業採択前の前年度又は前々年度という事業の実施時期(交付対象の期間)の限定を緩和し、実施計画策定事業(農業競争力強化農地整備事業)と同様に、地域の実態に即した任意の1~2年間で実施できることとしていただきたい。	農林水産省	5【農林水産省】 (13)農業競争力強化整備事業 農業競争力強化整備事業のうち、経営体育成促進換地等調整事業については、当該事業の予定地区において実施する土地改良事業が採択される前年度又は前々年度から実施することに限られているが、地域の実情に応じた時期に実施することを可能とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
87	千葉県 【重点22】	都道府県が管理する国有農地の農耕貸付及び売払い時の農家要件の緩和	都道府県が管理する国有農地については、農地法第3条2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当する者であっても、農地としての国有財産に限り、貸付け及び売払いを可能としてほしい。	農林水産省	5【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (ii)都道府県が管理事務の一部を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、その早期処分に向けて、都道府県の事務が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。 ・農業上の利用のために国有農地の売払い又は貸付けを行う場合の要件のうち下限積要件(施行規則91条及び95条)については、令和2年度中に省令を改正し、廃止する。
88	千葉県、秋田県、高知県	既存の集計システムを活用した調査とりまとめ事務の効率化	都道府県が市町村分を取りまとめる必要のある調査に関しては、「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会(一斉調査)システム」や「デジタルPMO」など既存の集計システムを活用すること。	総務省	5【総務省】 (18)自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査 自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和3年度調査から調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施する。 (19)情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検の報告については、市町村(特別区を含む。)の点検結果についての都道府県の取りまとめに係る事務負担の軽減を図るため、令和3年度の情報提供ネットワークシステムの更改に合わせて当該報告に係るシステムの機能改善を行う。
132	長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県 【重点28】	家畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること	家畜伝染病予防法(以下「法」という)第6条に規定される特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するための家畜の注射、薬浴又は投薬(以下「ワクチン接種」という。)について、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすること。	農林水産省	5【農林水産省】 (5)家畜伝染病予防法(昭26法166) 豚熱の予防的ワクチン接種(初回接種を除く。)については、確実かつ継続的な接種体制の整備を図るため、令和2年度中に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令2農林水産大臣)を改正し、家畜防疫員(53条3項)に加え、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師が実施することを可能とする。

146	松戸市	国民健康保険料の還付に必要とされる戸籍の無料化が可能であることの明確化	相続人に対する国民健康保険料の還付に係る相続関係確認資料としての戸籍証明書発行手数料を無料とすることが可能であることの明確化。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (20)国民健康保険法(昭33法192) (ii)国民健康保険料の還付に係る戸籍謄本等の交付手数料については、保険給付に係る戸籍に関する無料証明の規定(112条)にかかわらず、市区町村の条例により免除することを定めることが可能である旨を、全国会議を通じ、令和2年度中に市区町村に周知する。
200	指定都市市長会、栃木県、千葉県、高知県	災害救助法による救助期間における協議方法の見直し	災害救助法による救助期間の基準を延長し、特別基準を設ける場合における国との協議方法の運用を見直す。	内閣府	5【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) 救助の期間(4条3項)の延長については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることを具体的な事例を示しつつ明確化し、全国会議を通じ、地方公共団体に令和3年5月を目途に周知する。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（東京都関連）（11件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
44	東京都	電子契約における電子署名の見直し	国における政府認証基盤(GPKI)の職責認証と同様に、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証を、自治体が電子契約を行う際に利用できる電子署名の対象とする。	総務省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (イ)地方公共団体が契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合に、電子署名と併せて送信することにより当該契約を確定させることができる電子証明書(施行規則12条の4の2)については、地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する職責証明書を追加する。 [措置済み(地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第90号)、地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件(令和2年総務省告示第273号))]
66	八王子市	海外で火葬した焼骨の埋蔵等に係る改葬許可証交付手続きの明確化	海外で火葬した焼骨の埋蔵等に係る改葬許可証の交付について示されている通知が発出されてから相当の時間が経過していることから、取扱いを明確に示すことを求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (12)墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 海外で火葬した焼骨を埋蔵等する場合の許可については、焼骨の現に存する地の市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)又は死亡の届出を受理した市町村長が行うことが可能であることを、地方公共団体に令和2年中に通知する。 [措置済み(令和2年11月6日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)]
67	八王子市 【重点13】	ICT等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設について、ICTを活用した業務の効率化など、業務改善で効果が認められた事業所については、人員基準を緩和(看護・介護職員の人員基準3:1(入所者三人に対して職員一人)を、施設の実情により、例えば、常勤換算で0.3を減じた人員基準3.3:1とする)することを可能とする。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (v)介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に介護ロボット等を導入した場合における看護・介護職員の人員配置に係る見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
68	八王子市	介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金について、交付対象とする期間を暦年単位から年度単位に改めること	介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金について、交付対象とする期間を暦年単位から年度単位に改めること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (vii)調整交付金(122条)及び介護予防・日常生活支援総合事業調整交付金(122条の2第2項)の交付額の算定については、市区町村における事務の実態等を把握した上で、市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
69	八王子市 【重点14】	オンライン資格確認システム情報を利用した国民健康保険の資格情報適正化及び事務改善	オンライン資格確認システムで一元管理した情報を利用し、保険者(区市町村)の被保険者資格情報を適正化する仕組みを構築する。一元管理した情報を利用し、二重加入の状態となっている被保険者の情報を、資格エラー情報として保険者へ定期的に通知することで、迅速で適正な資格管理を行うことが可能となる。さらに、オンライン資格確認システムによる、自動的な資格の切り替えを可能としたい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (20)国民健康保険法(昭33法192) (iv)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、以下のとおりとする。 ・オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報(以下この事項において「資格重複情報」という。)を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。 ・資格重複情報により被保険者資格の喪失処理手続を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
71	八王子市	教職員の人事について、教育委員会の権限を教育長に一部委譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の「市町村教育委員会の内申」に係る事務を、教育長へ委任(内部委任)することができるかどうかを通知等により明確化する。	文部科学省	5【文部科学省】 (5)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 県費負担教職員の任免その他の進退に関する市町村教育委員会の内申(38条)に係る事務については、教育長に委任することができない事務(25条2項4号)に該当するが、同項の規定の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会がその権限と責任において適切に判断した上で、教育長の専決事項とすることは妨げないことを明確化し、都道府県教育委員会等に通知する。 [措置済み(令和2年10月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)]

119	特別区長会	住民基本台帳法上の届出を電子申請可能とすること	転入届を始めとする住民基本台帳法上の届出について、電子申請を可能にするための法整備を行う。	内閣官房、総務省	—
120	特別区長会	「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とすること	在留カードまたは特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)を所持する外国人について、「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とする旨の法整備を行う。	総務省、法務省	—
123	特別区長会、大村市 【重点18】	有料道路における障害者割引制度の是正	有料道路における障害者割引制度の是正	厚生労働省、国土交通省	5【厚生労働省(48)】【国土交通省(17)】 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、有料道路事業者との協議の上、以下のとおりとする。 ・更新申請手続における提出書類の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・ICTの活用等による申請手続の効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
162	特別区長会	公園施設として設置される管理事務所・倉庫等について建築基準法第48条の特例許可を不要とする見直し	都市公園の区域内に専らその管理運営の用に供する公園施設として設けられる管理事務所・倉庫等の建築物について、第一種低層住居専用地域等において建築基準法第48条に基づく特例許可を行わずとも建築することが可能となるよう、建築基準法別表第2(イ)に規定する「第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物」又は建築基準法施行令第130条の4に規定する「第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物」に加えてほしい。	国土交通省	5【国土交通省】 (3) 建築基準法(昭25法201) (iii) 都市公園の管理施設(都市公園法(昭31法79)2条2項8号)については、特例許可の実績等を踏まえながら、周辺の市街地環境への影響等について整理した上で、当該施設の迅速な整備に資するよう、適切な用途規制の在り方について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
163	特別区長会	公園施設として設置される建築物について建築基準法第48条の特例許可を弾力的に行えるようにする見直し	建築基準法第48条による特例許可について、利害関係者からの公開による意見聴取及び建築審査会の同意の要否や実施方法を、条例又は規則で定めることにより柔軟に決定できるようにしてほしい。もしくは、当該特例許可について、Park-PFI等の官民連携手法を用いて建築する場合には、実施方針策定や事業者選定に支障が出ないように、策定等の手続と並行して、特定行政庁が定める住民との合意形成等を担保する手続を公園管理者が行うことをもって、意見聴取及び審査会同意に代えることができるようにしてほしい。	国土交通省	5【国土交通省】 (3) 建築基準法(昭25法201) (i) 用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可(48条1項から14項。以下「特例許可」という。))については、地方公共団体が公募する民間事業者からの提案段階であっても、特定行政庁が周辺の住居の環境に及ぼす影響等を踏まえ、特例許可の判断をすることが可能な建築計画を用いて、利害関係者への意見聴取及び建築審査会の同意取得(同条15項)を行うことが可能である旨を明確にしつつ、その運用等について、特定行政庁に令和2年度中に通知する。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（神奈川県関連）（11件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
38	相模原市、高松市	特別養護老人ホームの定員規模別の報酬の設定	特別養護老人ホームの基本報酬について、「介護事業経営実態調査」の結果を踏まえて、定員80人以下の施設については、定員規模別(30人、31人〜50人、51人〜80人)の報酬を設定すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (iv)定員80人以下の介護老人福祉施設の介護報酬(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平12厚生省告示21))については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
47	愛知県、横浜市、高知県 【重点19】	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止については「平成27年度の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)(厚生労働省健康局難病対策課長)において、「廃止しない」として通知されているが、医療機関の窓口で医療保険の所得区分を確認できる新たな枠組みを構築のうえ、廃止する。	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(11)】【総務省(12)】【財務省(4)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(36)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
164	川崎市	子ども・子育て支援法に定める施設等利用給付認定等の事務の簡素化	教育・保育給付に係る2号認定又は3号認定を受けている子どもは、申請不要で施設等利用給付認定を受けたものとみなされるため、通知も同様、みなし認定に係る通知書の交付を省略し、教育・保育給付認定の通知に施設等利用給付認定を受けた旨を記載することで通知したものとみなすことを可能とする。	内閣府	5【内閣府】 (9)子ども・子育て支援法(平24法65) (v)子どものための教育・保育給付認定(20条4項。以下「教育・保育給付認定」という。)を受けている保護者が子育てのための施設等利用給付認定(30条の5第2項。以下この事項において「施設等利用給付認定」という。)を受けたものとみなされる場合(同条7項)における施設等利用給付認定に係る通知(同条3項)の時期や方法については、当該教育・保育給付認定に係る通知(20条4項)と一本化することも含め市町村(特別区を含む。)の判断により決定することが可能であることを地方公共団体に令和2年度中に通知する。
189	神奈川県、埼玉県 【重点23】	宅地建物取引業法および積立式宅地建物販売業法における都道府県經由事務の廃止	宅地建物取引業法第78条の3の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する免許申請書等の經由事務の廃止を求むる。 また、第50条第2項の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する届出等の經由事務の廃止を求むる。 併せて、積立式宅地建物販売業法第54条の2の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する許可申請書等の經由事務の廃止を求むる。	国土交通省	5【国土交通省】 (7)宅地建物取引業法(昭27法176) 二以上の都道府県の区域にわたる宅地建物取引業の国土交通大臣に対する免許申請等に係る都道府県經由事務(78条の3)については、廃止する。 (13)積立式宅地建物販売業法(昭46法111) 二以上の都道府県の区域にわたる積立式宅地建物販売業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(54条の2)については、廃止する。
190	神奈川県 【重点24】	不動産の鑑定評価に関する法律における都道府県經由事務等の廃止	不動産の鑑定評価に関する法律第23条及び第28条、第27条、第29条の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する登録申請書等の經由事務の廃止を求むる。 また、第31条第2項の規定等により都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、併せて廃止を求むる。	国土交通省	5【国土交通省】 (10)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 二以上の都道府県の区域にわたる不動産鑑定業の国土交通大臣に対する登録申請(23条1項)等に係る都道府県經由事務については、廃止する。あわせて、国土交通大臣の登録を受けた者に関する不動産鑑定業者登録簿等の都道府県における供覧(31条)を廃止する。
191	神奈川県 【重点25】	建築士法における都道府県經由事務の廃止及び一級建築士免許等事務の申請窓口等の一本化	建築士法第10条の3及び第15条の7の規定により都道府県が処理することとされている經由事務の廃止を求むる。また、第5条の2に基づく住所等の届出、第8条の2に基づく死亡等の届出及び第9条第1項に基づく一級建築士の免許の取消しに関する国土交通大臣への書類の提出について、第10条の4に基づく一級建築士登録等事務と事務の主体を統一することにより、申請に係る窓口等を一本化するよう求むる。	国土交通省	5【国土交通省】 (4)建築士法(昭25法202) 一級建築士の免許等に関する書類の提出、届出及び書類の交付(10条の3)並びに一級建築士試験の受験の申込み(15条の7)に係る都道府県經由事務については、廃止する。 その際、一級建築士の住所等の届出(5条の2)、死亡等の届出(8条の2)、免許の取消しの申請(9条1項1号)及び失踪宣告の届出(施行規則6条4項)の窓口について、運用において、中央指定登録機関(10条の4)が設置する一級建築士の免許申請等の窓口と一本化する。

192	神奈川県 【重点26】	社会資本整備総合交付金制度の完全電子化	社会資本整備総合交付金システムにおける押印文書の電子化を求める(申請書の電子公印化、様式上の押印の廃止など)。	国土交通省	5【国土交通省】 (15)社会資本整備総合交付金 (イ)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長通知)] ・申請書等の提出を含め、事務手続が社会資本整備総合交付金システムで全て完結するよう改修等を行うとともに、改修内容や操作方法等を明確にするため、「社会資本整備総合交付金システム操作マニュアル」(平29国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。
193	神奈川県	臨床研修費等補助金(歯科医師)の早期交付決定	臨床研修費等補助金(歯科医師)の交付決定通知依頼の早期化を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 (医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う)。
194	神奈川県、栃木県、横浜市、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、寒川町、箱根町、福岡県	3R推進交付金の交付対象の明確化等	循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、廃棄物処理施設整備交付金の申請手続きにおける交付対象、交付率等の明確化及び説明会・研修会の開催	環境省	5【環境省】 (9)循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び廃棄物処理施設整備交付金については、地方公共団体による交付対象の判断に資するよう、令和2年度中に新たな交付金申請の手引を作成するとともに、循環型社会形成推進交付金サイトへの関連資料の集約等を行う。
195	神奈川県、栃木県、川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、伊勢原市、寒川町、箱根町	災害等廃棄物処理事業費補助金申請における添付資料の削減	災害等廃棄物処理事業費補助金の申請における添付資料を必要最低限のものに限定すること	環境省	5【環境省】 (8)災害等廃棄物処理事業費補助金 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付資料については、地方公共団体の負担軽減を図り災害対応に注力できるようにする観点から、必要最小限のものとなるよう、「災害関係業務事務処理マニュアル」(平26環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
197	横浜市	医療法第30条の4に規定する医療計画に定める事項の一部(地域医療構想等)及び同法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議に係る事務について、都道府県と協議の上、基礎自治体が処理できる旨の明確化	医療法上、都道府県知事が処理することとされている事務のうち、以下の事務について、地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)に基づき、都道府県から市町村へ条例により事務処理の権限を移譲できるよう、医療計画又は地域医療構想に係る解釈通知の改正等により明確化されたい。 ①医療法第30条の4に規定する医療計画に定める事項のうち、二次医療圏における療養・一般病床に係る基準病床数等の策定 ②同法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議の運営等	厚生労働省	—

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（新潟県関連）（12件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
24	新潟市 【重点10】	小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し(受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)	「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(3)】【総務省(2)】【財務省(1)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
52	秋田県、新潟県	「都道府県別登録調査員研修」における研修対象者への周知・募集等の事務を研修受託事業者に委託すること	統計調査員確保対策事業のうち、総務大臣が実施する事業である「都道府県別登録調査員研修」について、都道府県が事務連絡による依頼に基づき行っている。研修対象者への周知・募集及び出席者への旅費支給等の事務を、都道府県ではなく、総務省が研修業務を委託する事業者に行わせていただきたい。	総務省	5【総務省】 (15)統計調査員確保対策事業 統計調査員確保対策事業のうち、都道府県別登録調査員研修については、都道府県と総務省の委託を受けた事業者との業務分担を明確化するとともに、都道府県の事務負担の軽減に資するよう、研修の実施回数、開催規模等について都道府県の柔軟な取扱いが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。
151	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請書類等の簡素化	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、「入院医療記録票」を始めとした申請書類等の簡素化を図ること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (38)肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における医療費助成の申請書類については、申請者及び医療機関の負担軽減を図るため、当該事業の見直しに合わせ、令和3年度から記載事項を簡素化する。
152	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県 【重点19】	指定難病患者が特定医療を受けることができる指定医療機関等の指定の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、申請者等の負担軽減を図るため、事前の申告を廃止し、すべての難病指定医療機関での受診であれば助成対象とするよう改正を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i)指定医療機関の中から指定難病患者が特定医療を受けるものを定め、医療受給者証へ記載する事務(7条3項及び4項)の在り方については、指定難病患者の利便性の向上及び都道府県等の事務負担の軽減を図る観点から、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえ、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
153	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	難病医療費助成制度の簡素化・効率化	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、以下の対応を求める。 ①臨床調査個人票の簡素化 申請に必要な臨床調査個人票(診断書)については、記載項目が多岐にわたり、記載する指定医や審査を行う自治体の負担となっている。平成30年度当提案において「負担を軽減する方向で検討」との回答をいただいているところであるが、引き続き簡素化に向けた検討をお願いしたい。 ②実効性のあるオンラインデータベースの導入 現在検討がおこなわれているオンラインデータベースの導入について、指定医や自治体の負担が真に軽減されるよう、実効性のある仕組みでの導入を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i)臨床調査個人票(6条1項)及び指定難病患者データベースについては、都道府県等及び指定医の負担を軽減する方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえ、記載事項(施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長)及びデータの登録に係る事務の簡素化等について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
154	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	難病指定医研修オンラインシステムの運用改善	各自治体で実施する難病指定医研修については、令和2年2月にオンラインシステムが導入され、eラーニングにより受講できることとなった。 しかし、導入されたシステムにはIDパスワードの自動発行機能が搭載されておらず、自治体職員が指定医の申請を受け、手作業で発行する必要がある。類似の制度である小児慢性特定疾病のオンライン研修システムには同機能が搭載されていることから、システムの改善及び運用方法の見直しを求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (iv)都道府県知事等が行う指定医の指定に係る研修(施行規則15条)については、都道府県等の負担軽減を図るため、都道府県等の意見を踏まえつつ、オンライン研修の登録方法の見直しについて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

175	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	砂防指定地の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	砂防法第2条に基づき指定される、砂防設備を要する土地又は治水に砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地(以下、本提案において「砂防指定地」という。)について、都道府県の進達を受けて国土交通大臣が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制等の抜本的な見直しを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (1)砂防法(明30法29) 砂防指定地(2条)の指定の手続については、都道府県が管内の土地において砂防工事(1条)等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る国土交通大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。
176	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	地すべり防止区域の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	地すべり等防止法第3条に規定される地すべり防止区域について、都道府県知事の進達を受けて主務大臣(農林水産大臣又は国土交通大臣)が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制の抜本的な見直しを求める。	農林水産省、国土交通省	5【農林水産省(10)】【国土交通省(9)】 地すべり等防止法(昭33法30) 地すべり防止区域(3条1項)の指定の手続については、都道府県が管内の土地において地すべり防止工事(2条4項)等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る主務大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。
177	栃木県、群馬県、新潟県	鳥獣被害防止総合対策交付金における「軽微な変更」の範囲拡大及び交付限度額に関する考え方の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金について、推進事業に要する一定程度の経費配分の変更を「軽微な変更」として取り扱い、国の変更承認を不要とすること。また、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業で定められている交付限度額を廃止すること。	農林水産省	5【農林水産省】 (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・事業の相互間の経費の額の変更のうち一定のものについては、農林水産大臣の承認が不要な「軽微な変更」とする。
178	栃木県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る交付額の算定に前々年度の実績を用いることの見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分額の算定において、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る前々年度の実績(不用額)については、配分額から減ずることを廃止する又は一定割合以内であれば減じないなど、配分基準を見直すこと。	農林水産省	5【農林水産省】 (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・配分額に前々年度の不用額を反映することについては、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合は行わないこととするなど配分基準を見直す。
211	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県 【重点32】	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届の一部省略化	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届について、告示対象以外の変更時には、変更届を省略できるようにする。 【告示対象】名称及び住所の変更	厚生労働省	5【厚生労働省】 (15)生活保護法(昭25法144) (i)都道府県知事等が指定する医療機関の申請(49条の2)等については、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請(健康保険法(大11法70)65条)等と併せて地方厚生局を窓口として行うこととする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
212	群馬県、福島県、茨城県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	生活保護費等国庫負担金等に係る事務負担の軽減	生活保護費等国庫負担金等に係る実績報告書について、実績報告書様式の簡素化、チェック媒体の改善、要綱改正時期の早期化等により、事務負担の軽減を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平6法30)及び生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活保護費等国庫負担金等(生活保護法75条1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律14条4項及び15条4項並びに生活困窮者自立支援法15条1項)の実績報告については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、報告に用いる様式の改正が必要な場合は可能な限り早期に行うとともに、令和2年度事業の報告から当該様式への入力事務を効率化するための所要の措置を講ずる。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（富山県関連）（2件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
11	富山市 【重点1】	体調不良児対応型の 病児保育事業におけ る要件の緩和	体調不良児対応型の病児保育事業においては、 看護師等を1名以上配置することが要件であり、 看護師等は体調不良児への対応のほか、施設及 び児童全体の日常的な保健対応や子育て家庭へ の相談支援の役割を担うこととされているが、次 の要件緩和を求める。 ①病児対応、病後児対応型と同様に近隣病院等 から駆け付けられる等の迅速な対応が可能であ れば看護師等の配置を要件としない。 ②本事業における看護師等の役割については、 体調不良児への対応に特化する。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府(2)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (iii)病児保育事業(児童福祉法6条の3第13項)については、事業運営の実態や課題を 把握した上で、病児保育事業の趣旨に沿った事業運営の観点から可能な方策について 検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
20	南砺市	電源立地地域対策交 付金の申請事務の簡 素化	複数事業を一括で記載できる様式で申請できるよ うにするなど申請書類の簡素化すること。 また、当初の事業目的を達成でき、30%を超えな い変更であれば、国への協議を不要とするなど軽 微な変更の範囲を見直すこと。 更に市の財産(市道、公園)の整備に関する各府 省への協議については必要なものに限ること。	文部科学省、経済産業省	5【文部科学省(13)】【経済産業省(4)】 電源立地地域対策交付金 (i)交付事業に他府省の所管する事業が含まれる場合の事前協議については、以下の 措置を講ずる。 ・農林水産省への事前協議を廃止する。 [措置済み(令和2年9月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)] ・国土交通省への事前協議については、協議手続の効率化及び迅速化を図るため、令和 3年度の申請に関するものから、申請書などの提出書類を簡素化するとともに、電子的な 手段による提出を可能とし、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (ii)申請方法については、複数事業の申請を一括で行うことが可能であることを、地方 公共団体に改めて通知する。 [措置済み(令和2年10月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業 省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)] (iii)当該交付金事業の軽微な変更については、主務大臣の承認が不要であることを、経 済産業局に改めて通知する。 [措置済み(令和2年10月30日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源 地域整備室事務連絡)] (iv)各種申請書類等については、令和2年度中に電源立地地域対策交付金交付規則 (平16文部科学省、経済産業省告示2)を改正し、公印の押印を不要とした上で、電子的 な手段による提出を可能とする。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（石川県関連）（3件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
22	石川県	太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドラインのとりまとめによる自然公園法に基づく許可基準の明確化	国立公園における太陽光発電施設の設置に係る許可基準を明確にするため、「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」と同様に、太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドラインをとりまとめ、図や写真、数値、実施例等を示しながら、景観への影響に関する許可基準を具体的に示すこと。	環境省	5【環境省】 (1)自然公園法(昭32法161) 国立公園における太陽光発電施設の設置に関する許可基準(施行規則11条12項)については、運用の明確化を図るため、都道府県や地方環境事務所における審査事例を令和2年度中に収集し、整理する。その上で、当該事例とともに許可基準の具体的な考え方を記載したガイドラインを策定するなどの必要な措置を講じ、都道府県に令和3年度中に通知する。
23	石川県 【重点26】	社会資本整備総合交付金制度に係る押印文書の電子化による提出	押印文書の提出の電子化(PDF提出、電子署名等)を図ること。	国土交通省	5【国土交通省】 (15)社会資本整備総合交付金 (i)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長通知)] ・申請書等の提出を含め、事務手続が社会資本整備総合交付金システムで全て完結するよう改修を行うとともに、改修内容や操作方法等を明確にするため、「社会資本整備総合交付金システム操作マニュアル」(平29国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。
60	白山市、七尾市、加賀市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、中能登町	国民健康保険における療養費等から滞納保険料へ充当できることの明確化	国民健康保険における療養費等から滞納保険料へ充当できることの明確化。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (20)国民健康保険法(昭33法192) (i)国民健康保険料については、保険料を滞納し被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主であって、保険給付の支払の一時差止の措置が取られている者が、滞納している保険料をなお納付しない場合に、市区町村が、あらかじめ当該世帯主に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額を当該世帯主が滞納している保険料額に充当することが可能である旨を、全国会議を通じ、令和2年度中に市区町村に周知する。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（福井県関連）（2件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
102	福井県	中小企業経営承継円滑化法における都道府県事務の見直し	中小企業経営承継円滑化法における事業承継税制の年次報告を廃止または簡素化すること	経済産業省	5【経済産業省】 (3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。 ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。 ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たっての留意点に関するカリキュラムを充実させる。
122	福井市	放課後等デイサービスにおける適正な報酬単位の設定	放課後等デイサービスにおけるサービス提供時間等に合わせた質の向上に資する報酬単位の設定	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5) 児童福祉法(昭22法164) (iv) 放課後等デイサービス(6条の2の第4項)において利用者別のサービス提供時間等に合わせた基本報酬単価を設定することについては、障害児への適切な支援を推進する観点から検討し、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（山梨県関連）（6件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
37	中核市市長会、山梨県、静岡県、高知県、出雲市	介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の評価指標における年度改定の廃止	評価指標の見直しを毎年ではなく、介護保険事業計画と同様の3年毎にすることについて変更を求めるもの。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (iii)保険者機能強化推進交付金等(122条の3)については、毎年度の評価指標の見直しの検討において、当該交付金に係る地方公共団体の取組の円滑な実施に配慮するとともに、評価指標や評価結果の通知を令和3年度交付分から可能な限り早期に行う。
115	山梨県	申請書等における申請先大臣個人名の省略による事務処理軽減	申請書や報告書の宛名が「厚生労働大臣〇〇〇〇殿」となっている様式について、一般的に「厚生労働大臣殿」と変更することを求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (45)補助金等の申請等に関する事務 補助金等の申請等に関する様式については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和2年度中を目途に大臣等の個人名の記載を不要とする。
132	長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県 【重点28】	家畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること	家畜伝染病予防法(以下「法」という)第6条に規定される特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するための家畜の注射、薬浴又は投薬(以下「ワクチン接種」という。)について、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすること。	農林水産省	5【農林水産省】 (5)家畜伝染病予防法(昭26法166) 豚熱の予防的ワクチン接種(初回接種を除く。)については、確実かつ継続的な接種体制の整備を図るため、令和2年度中に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令2農林水産大臣)を改正し、家畜防疫員(53条3項)に加え、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師が実施することを可能とする。
142	八戸市、山梨県	中核市における母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還に係る法解釈の明確化	中核市移行時の事務移譲に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権譲渡について、市が一般会計から県へ支払う債権譲受額を、市の特別会計への一般会計繰入金とみなせる旨を明確化する。	厚生労働省	5【内閣府】 (26)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) (i)母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に係る国庫償還額等(37条2項、5項及び6項)については、指定都市及び中核市(以下この事項において「指定都市等」という。)が都道府県から母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権を譲り受ける際に支払う金額を、当該指定都市等による特別会計への繰入額の総額に含めて算定することが可能であることを明確化し、都道府県及び指定都市等に令和2年度中に通知する。
188	高知県、山梨県、徳島県、香川県、愛媛県	子ども家庭総合支援拠点の職員配置要件の緩和	市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱に基づく「子ども家庭総合支援拠点」における「子ども家庭支援員」について、常時2名以上とする配置要件を緩和するよう求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (iii)市区町村子ども家庭総合支援拠点(10条の2)に関する「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)に規定する小規模A型については、一定の要件を満たす場合に、子ども家庭支援員の配置要件を常時2名以上から常時1名以上とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
196	道志村、市川三郷町、忍野村	農業用水路の災害復旧に係る手続の簡素化	災害時に河川法に基づく許可を受けて設置された取水施設、用水路等が損傷し、許可を受けた水利使用を適正に行うことができない状況が発生した場合は、河川法26条の許可取得に当たり、水利権者の同意手続を得なくても迅速に復旧できるようしてほしい。	国土交通省	5【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) 水利使用に係る関係河川使用者の同意(38条)については、当該水利使用により関係河川使用者が損失を受けないことが明らかであると河川管理者が判断する場合には当該同意の取得を要しないとしているところ、災害復旧事業としての施設の原形復旧工事であって、取水量など従前の取水態様に変更がなく、水質等が河川環境に影響を与えない場合においては、基本的に関係河川使用者は損失を受けないと判断できることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（長野県関連）（8件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
15	須坂市、中野市、飯山市、茅野市 【重点2】	保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更	乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (v)保育所等における待機児童対策については、地方公共団体からの意見聴取等を通じて実態等の把握を進め、更なる保育の受け皿整備に向けた取組について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
25	宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県 【重点22】	自作農創設特別措置法に基づく農地買収に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事案における事務処理の簡素化	・時効取得手続きの簡素化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催スケジュールの明確化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務化	法務省、農林水産省	5【法務省(4)】【農林水産省(7)(iv)】 農地法(昭27法229) 自作農創設特別措置法に基づく買収による登記が看過され、占有者等への所有権の移転の登記(以下「二重登記」という。)がされた国有農地については、以下の措置を講ずる。 ・占有者等の登記の抹消に係る承諾書の取得などの二重登記を解消するための事務は都道府県の管理事務に含まれないことを、地方農政局及び都道府県に通知する。 ・二重登記に関し占有者等への売払いや自作農財産紛争処理等連絡協議会における時効取得に関する手続が利用可能であることについて、法務局及び地方法務局において占有者等に情報提供することとし、その旨を法務局及び地方法務局に通知する。 【措置済み(令和2年12月4日付け法務省民事局民事第二課事務連絡、令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)】
121	泰阜村、長野県、大町市、長和町、原村、天龍村、豊丘村、筑北村、山ノ内町、飯綱町 【重点30】	郵便局において取り扱わることが可能な事務の要件緩和	郵便局において、下記の事務を取り扱わせることを可能とすること。 ①住民異動届 ②印鑑登録事務 ③地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律第2条において、交付の請求の受付、引き渡しが可能とされている各種証明書等の交付決定 ④同条において、交付について～に「記載され、又は記録されている者に対するものに限る。」とされているものの代理請求の受付	総務省、法務省	5【総務省】 (9)地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120) (i)以下に掲げる地方公共団体の事務については、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)に追加する。 ①転出届(住民基本台帳法(昭42法81)24条)の受付及び転出証明書(住民基本台帳法施行令(昭42政令292)23条1項)の引渡し ②印鑑登録の廃止申請(印鑑登録証明事務処理要領(昭49自治省行政局振興課長)第5の1)の受付 ③署名用電子証明書の発行の申請(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書の提供(同法7項)並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法9条1項)の受付 ④利用者証明用電子証明書の発行の申請(同法22条1項)の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書の提供(同法7項)並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法28条1項)の受付 (ii)上記①及び②並びに納税証明書の交付の請求の受付等(2条2号から5号)の事務については、代理人による届出の受付等の取扱いを可能とし、その旨を、上記①及び②については地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)の追加に係る見直しに合わせて、納税証明書の交付の請求の受付等の事務については令和2年度中に、それぞれ地方公共団体に通知する。 (関係府省：法務省) (iii)市区町村の職員による対面の本人確認等が必要な窓口業務について、行政手続のデジタル化の観点や郵便局を活用した住民サービスの在り方に関する検討等を踏まえつつ、郵便局におけるワンストップサービスに資する運用を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 5【法務省】 (6)地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120) 代理人による戸籍謄本等の交付の請求の受付等(2条1号)については、郵便局における取扱いを可能とし、その旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (関係府省：総務省)
131	長野県	治山事業における複数年契約制度の導入	近年、山地災害が激甚化、多様化しており、大規模な山腹・溪間工事や地すべり防止工事が増加しているが、このような大規模工事は単年度での復旧は困難であり、複数年にわたることが多いことから、治山事業における複数年契約を可能とすること。	農林水産省	5【農林水産省】 (6)森林法(昭26法249) 治山事業(10条の15第4項4号)については、国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)により複数年にわたる契約を締結した過去の事例と併せて、国庫債務負担行為の活用について、令和2年度中に都道府県に通知する。
132	長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県 【重点28】	家畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること	家畜伝染病予防法(以下「法」という)第6条に規定される特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するための家畜の注射、薬浴又は投薬(以下「ワクチン接種」という。)について、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすること。	農林水産省	5【農林水産省】 (5)家畜伝染病予防法(昭26法166) 豚熱の予防的ワクチン接種(初回接種を除く。)については、確実かつ継続的な接種体制の整備を図るため、令和2年度中に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令2農林水産大臣)を改正し、家畜防疫員(53条3項)に加え、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師が実施することを可能とする。

134	長野県	「農業振興地域制度に関するガイドライン」における農用地区域からの除外に係る要件の明確化	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項各号に該当している土地であっても、農用地としての必要性が失われている土地と認められる場合には農用地区域からの除外が可能であることを、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて明確化すること。	農林水産省	5【農林水産省】 (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・市町村(特別区を含む。)の定める農用地利用計画(10条3項)については、農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において、農業上の用途を指定して定めるものであることを明確化する。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]
135	長野県	開発行為の許可不要施設の整備に係る農用地区域の変更にあたり基礎調査を前提としない旨の明確化	開発行為の許可が不要な施設を整備した際の農用地区域の変更にあたり、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2による基礎調査を前提とせずとも計画が変更できることを、農業振興地域制度に関するガイドライン上、明確にすることを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・農用地区域内における開発行為の許可が不要な行為(15条の2第1項ただし書)により農用地等とすることが適当でなくなった場合の農業振興地域整備計画の変更(13条1項)については、同計画に関する基礎調査(12条の2第1項)を実施する必要がないことを明確化する。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]
136	長野県	「農業振興地域制度に関するガイドライン」の記載事項の削除	農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2(1)④の記載から「(規則第37条)」の文言を削除すること。	農林水産省	5【農林水産省】 (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・農用地区域内における開発行為の許可が不要な行為(15条の2第1項ただし書)については、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもの(施行規則37条)に限定されないことを明確化する。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（岐阜県関連）（3件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
132	長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県 【重点28】	家畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること	家畜伝染病予防法(以下「法」という)第6条に規定される特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するための家畜の注射、薬浴又は投薬(以下「ワクチン接種」という。)について、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすること。	農林水産省	5【農林水産省】 (5)家畜伝染病予防法(昭26法166) 豚熱の予防的ワクチン接種(初回接種を除く。)については、確実かつ継続的な接種体制の整備を図るため、令和2年度中に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令2農林水産大臣)を改正し、家畜防疫員(53条3項)に加え、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師が実施することを可能とする。
173	岐阜県 【重点18】	NHK放送受信料免除申請に係る市町村の証明事務の廃止	NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務を廃止し、申請者が障害者手帳の写し等の必要書類を日本放送協会へ郵送することによる直接申請方式の制度化	総務省、厚生労働省	5【総務省(20)】【厚生労働省(47)】 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、日本放送協会との協議の上、以下のとおりとする。 ・日本放送協会に対して郵送により申請することを令和3年度から可能とするともに、ICTの活用による申請手続の更なる効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ、引き続き検討する。 ・免除事由存否調査に係る市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
174	岐阜県 【重点7】	保育士の就業状況等の届出の努力義務化	次の場合において、保育士の就業状況等の届出を努力義務とすることを法制化する。 ・保育所等を離職した場合 ・保育士の業に従事しなくなった場合 ・資格取得後、直ちに就業しない場合 ・本件による法改正時、現に業務に従事していない場合 ・既に届け出た事項に変更が生じた場合	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (vii)保育士確保のため、離職等した保育士からの届出を努力義務化することにより、当該保育士の状況を都道府県等が把握できることとする制度の導入については、保育士不足の状況や保育士・保育所支援センター設置運営事業の活用状況、他業種における届出制度の効果等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（静岡県関連）（5件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
28	藤枝市 【重点3】	幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し	幼保連携型認定こども園の付近にある園庭に代わるべき場所を園庭としてみなすこと。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(7)】【文部科学省(7)】【厚生労働省(33)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち園庭面積に係る基準(同令6条7項)については、幼稚園等から幼保連携型認定こども園への移行や施設の老朽化等に伴う園舎の建替えなどの施設整備により、当該施設整備に係る期間において当該基準を満たせない場合、幼保連携型認定こども園の設置等の認可権者である地方公共団体が、教育・保育の内容等を確認した上で、一時的な園庭面積の不足についてやむを得ないものとして取り扱うことが可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
37	中核市長会、山梨県、静岡県、高知県、出雲市	介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の評価指標における年度改定の廃止	評価指標の見直しを毎年ではなく、介護保険事業計画と同様の3年毎にすることについて変更を求めるもの。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (iii)保険者機能強化推進交付金等(122条の3)については、毎年度の評価指標の見直しの検討において、当該交付金に係る地方公共団体の取組の円滑な実施に配慮するとともに、評価指標や評価結果の通知を令和3年度交付分から可能な限り早期に行う。
132	長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県 【重点28】	家畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること	家畜伝染病予防法(以下「法」という)第6条に規定される特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するための家畜の注射、薬浴又は投薬(以下「ワクチン接種」という。)について、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすること。	農林水産省	5【農林水産省】 (5)家畜伝染病予防法(昭26法166) 豚熱の予防的ワクチン接種(初回接種を除く。)については、確実かつ継続的な接種体制の整備を図るため、令和2年度中に豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令2農林水産大臣)を改正し、家畜防疫員(53条3項)に加え、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師が実施することを可能とする。
155	宮崎市、沼津市	精神障害者保健福祉手帳制度実施要領に基づく障害者手帳申請書の押印省略	精神障害者保健福祉手帳制度実施要領を改正し、別紙様式1に「氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること」の文言を追加する等、精神障害者保健福祉手帳申請書の押印の省略が可能であることを明確化する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神障害者保健福祉手帳の申請(45条1項)については、令和2年度中に精神障害者保健福祉手帳制度実施要領(平7厚生省保健医療局長)を改正し、押印を不要とする。
215	愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県 【重点34】	心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認等に係る本人確認情報の提供体制の見直し	心身障害者扶養共済制度における現況届及び死亡の届出については全国共通の事務であることから、受給者の情報を把握している独立行政法人福祉医療機構(WAM)から、地方公共団体情報システム(J-LIS)に受給者情報を提供し、直接、全国の受給者の生存状況等について、一括して住基ネットによる確認が出来る仕組みとしていただきたい。	総務省、厚生労働省	5【総務省(8)】【厚生労働省(27)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び独立行政法人福祉医療機構法(平14法166) 心身障害者扶養共済事業(独立行政法人福祉医療機構法12条1項)において地方公共団体から独立行政法人福祉医療機構へ提出している現況届書及び死亡届書については、令和3年度から住民票の写しの添付を不要とする。 また、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含め、年金受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（愛知県関連）（10件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
45	愛知県、高知県	長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大	地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約の対象契約(電気、ガスの供給、不動産の借入れ等)、又は法施行令第167条の17に基づき条例で定められている対象契約(当該政令で定める一定の物品の借入れ又は役務提供を受ける契約)にソフトウェア(無体物)のライセンス(使用許諾)契約を追加する。また、現行の法令で契約が可能とされる場合は、その旨を明示する。	総務省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (iii)長期継続契約(234条の3)を締結することができる契約については、ソフトウェアのライセンス契約も含まれることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
46	愛知県	消費生活協同組合(連合会)実態調査における都道府県による組合票送付事務の廃止及び都道府県票の調査項目の見直し	厚生労働省が毎年実施する消費生活協同組合(連合会)実態調査に関する事務のうち、「都道府県所管生活協への調査票の配布」については、同省の「消費生活協同組合(連合会)実態調査要綱」では、都道府県が各組合(連合会)へ組合票の送付を行うこととされているが、都道府県経由を廃止し、国(又は調査先委託事業者)が直接送付することとする。また、都道府県票の調査項目のうち、「財務状況」については、組合票の調査項目(各組合から国(調査先委託事業者)へ決算関係書類等を直接提出する)とする。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (50)消費生活協同組合(連合会)実態調査 消費生活協同組合(連合会)実態調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、都道府県を経由せず国が直接実施する方向で検討し、令和3年度調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
47	愛知県、横浜市、高知県 【重点19】	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止については「平成27年度の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的対応方針)(厚生労働省健康局難病対策課長)において、「廃止しない」として通知されているが、医療機関の窓口で医療保険の所得区分を確認できる新たな枠組みを構築のうえ、廃止する。	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(11)】【総務省(12)】【財務省(4)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(36)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
48	愛知県、埼玉県	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きによる調査義務の一時免除を受けた土地に係る土地の形質の変更の届出に関する事務手続の見直し	法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れることができるものとする(土壌汚染対策法第4条第3項ただし書きと同様とする)。また、上記の内容の実現が困難とされる場合は、届出から調査結果提出までの手続を迅速化する手法を明示し、周知する。	総務省、環境省	5【総務省(10)】【環境省(7)】 土壌汚染対策法(平14法53) 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等に対する土壌汚染状況の調査・報告の命令については、都道府県知事等が土壌汚染状況の調査・報告を一時的に免除した土地の形質の変更の届出を受理したときの命令(3条8項)を行う場合には、行政手続法(平5法88)第2章から第4章の2までの規定が適用されないことを明確化し、都道府県等に周知する。 【措置済み(令和2年11月25日付け環境省水・大気環境局土壌環境課長通知)】
62	豊田市 【重点14】	国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大	国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に係る届出の有無に関わらず、国保と社保で二重資格の可能性のある者について、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報照会を可能とすることを求める。	内閣府、総務省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (20)国民健康保険法(昭33法192) (iv)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、以下のとおりとする。 ・オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報(以下この事項において「資格重複情報」という。)を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。 ・資格重複情報により被保険者資格の喪失処理手続を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
63	豊田市	プラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋を再商品化の促進等に関する法律の回収ルートで資源回収可能とすること	プラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋について、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の回収ルートで資源回収できるようにする。	経済産業省、環境省	5【経済産業省(2)】【環境省(6)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) プラスチック製容器包装と収集袋をまとめてリサイクルすることについては、「中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議」におけるプラスチック資源循環施策に関する議論の中で必要な検討を行い、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

93	大府市	日本年金機構から提出される公的年金等支払報告書訂正分等の電子提出化	厚生労働省管轄の日本年金機構から提出される公的年金等支払報告書の提出について、電子による提出が1月末にされているところだが、それ以降の訂正や追加分について、紙での提出がされており、事務が煩雑となっている。訂正や追加分の公的年金等支払報告書の提出をeLTAXを通じた電子提出に変更して欲しい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (17) 地方税法(昭25法226) 日本年金機構から市区町村に提出される公的年金等支払報告書(施行規則10条)については、追加又は訂正が生じた場合も、地方税ポータルシステム(eLTAX)を活用して電子的に提出することとする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
130	安城市	公共事業協力者に対する農地法第3条第2項第5号の下限面積要件の見直し	公共事業により買収された農地の対償として、当該農地と同等面積の農地を取得する場合には、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件を満たさずとも、農地取得要件を得られることを可能としてほしい。	農林水産省	5【農林水産省】 (7) 農地法(昭27法229) (v) 公共事業により買収された農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得することについては、下限面積要件(3条2項5号)を満たさない場合であっても取得が可能となるよう、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法(昭55法65)18条)を作成・公告することができることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 あわせて、当該権利取得が可能となるよう、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で下限面積を設定することができることを、地方公共団体に令和2年度中に周知する。
207	豊橋市	認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格」を加える等の見直し	認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格(日本の幼稚園、小学校教諭免許に相当する資格)」を加える等の見直し	内閣府、厚生労働省	5【内閣府(2)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii) 利用する児童の全て又は多くが外国人である認可外保育施設における保育従事者の配置基準については、国家戦略特別区域の区域内に所在する場合に保育従事者の資格基準を緩和する現行の特例について、活用状況等を踏まえつつ、その在り方について検討し、令和3年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
209	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市 【重点5】	新制度未移行幼稚園の利用者が月途中で転園せず市町村をまたがる転居をした場合の施設等利用費の日割り計算に係る事務負担軽減	新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せず市町村をまたがる転居をした場合、毎月1日を基準日とし「月」単位での施設等利用給付費の支給を可能とする。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(9)(iv)】【文部科学省(8)(iii)】【厚生労働省(34)(iv)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 子育てのための施設等利用給付(30条の2)について、施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)が、その小学校就学前子ども(30条の4第1項)の利用する特定子ども・子育て支援施設(7条10項1号から3号の施設に限る。)を変更せず月に途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合に、関係市町村間の調整により、月割りによる給付が可能であること等を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向け【FAQ2020年10月30日版】)]

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（三重県関連）（4件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
25	宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県 【重点22】	自作農創設特別措置法に基づく農地買収に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事案における事務処理の簡素化	・時効取得手続きの簡素化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催スケジュールの明確化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務化	法務省、農林水産省	5【法務省(4)】【農林水産省(7)(iv)】 農地法(昭27法229) 自作農創設特別措置法に基づく買収による登記が看過され、占有者等への所有権の移転の登記(以下「二重登記」という。)がされた国有農地については、以下の措置を講ずる。 ・占有者等の登記の抹消に係る承諾書の取得などの二重登記を解消するための事務は都道府県の管理事務に含まれないことを、地方農政局及び都道府県に通知する。 ・二重登記に関し占有者等への売払いや自作農財産紛争処理等連絡協議会における時効取得に関する手続きが利用可能であることについて、法務局及び地方法務局において占有者等に情報提供することとし、その旨を法務局及び地方法務局に通知する。 [措置済み(令和2年12月4日付け法務省民事局民事第二課事務連絡、令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)]
89	三重県、宮城県、広島県 【重点22】	国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮	都道府県が管理する国有農地等について、迅速な処分が可能となるよう、旧所有者等への優先売払いに係る公告期間(6カ月)の短縮を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (ii)都道府県が管理事務の一部を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、その早期処分に向けて、都道府県の事務が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。 ・農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めた国有農地については、原則として、旧所有者等の買受意向確認のための公告期間の満了を待たずに、旧所有者等への売払い又は財務省への引継ぎに向けた準備を進めることとし、その旨を地方農政局及び都道府県に通知する。 [措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)]
90	三重県、宮城県、広島県	国有農地等の継続的な維持管理に係る国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の年度当初からの事業実施への見直し	国有農地等の継続的な維持管理のため、4月1日からの事業実施が可能となるよう、早期の交付決定又は交付決定前着手の適用を図ること。	農林水産省	5【農林水産省】 (16)国有農地等管理処分事業事務取扱交付金 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金については、都道府県による国有農地等の管理に支障が生じないよう、令和3年度から年度当初に交付決定を行う。
91	三重県、宮城県 【重点22】	「自作農財産に係る取得時効の取り扱いについて」の制度運用の見直し及び時効取得の認定に係る基準の明確化	国有農地等の時効が完成した財産については、柔軟な対応が可能となるよう、「自作農財産に係る取得時効の取り扱いについて」の制度運用の見直しを行うとともに、同制度における時効取得の認定にかかる明確な基準を策定すること。	農林水産省	5【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (iii)国有農地の占有者から取得時効の完成を主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)の運営については、迅速な処理及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」(昭51農林省構造改善局長)及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」(昭51農林省構造改善局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・占有者から時効取得の申出を受け付けた場合は、速やかに法務局又は地方法務局、地方農政局及び都道府県の3者で事前調整を行うこととする。 ・事前調整において取得時効の完成について検討した結果、協議会に付議しないと判断した場合は、地方農政局は申出者に対して、書面によりその理由を通知することとする。 ・申出者が提出する書類及び都道府県が準備する書類については、取得時効の完成を証明するための必要最小限のものとし、明確化する。 ・協議会は、定期的に開催することとする。 [措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)]

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（滋賀県関連）（6件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容
29	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	障がい福祉サービス(特に「自立訓練(生活訓練)」)における利用期間の弾力的運用	障がいのある者の学校卒業後等の学びの場について、生徒や保護者がその情報を入手しやすいよう、府として、障がい福祉サービスを活用して取り組む事業所の情報公表の仕組みを展開しているところ。これら事業所は、学びの場として、カリキュラム策定や職員配置等に関し、独自の取組みを展開している。これら事業所のように独自の取組みを展開する場合に、そのサービス利用期間について、利用者や事業所等の追加負担を生じさせることなく、弾力的な運用を可能とするなどの所要の制度改正を図られたい。	文部科学省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (32)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (イ)自立訓練(生活訓練)の利用期間(施行規則6条の6)については、原則2年間(長期入院していた者等にあつては3年間。以下この事項において「標準利用期間」という。)としているが、個別の状況に応じ、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合には、標準利用期間を超えて最大1年間(原則1回)の支給決定期間(施行規則15条)の更新が可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
96	徳島県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応	地方の創意工夫にあふれた取組を推進するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の増額を伴う変更申請時期を拡大すること。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・事業費の増額を伴う変更申請について、地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、申請機会を拡充することについて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
109	佐野市、野洲市	個人番号カード利用環境整備費補助金申請における押印の省略	個人番号カード利用環境整備費補助金申請について、公印の押印を省略できることとする。併せて、書面の提出を不要とし、データ提出のみとすること。	総務省	5【総務省】 (16)個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金 個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金に係る交付申請書等については、押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とするよう、「個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱」(令元総務省)及び「マイナポイント事業費補助金交付要綱」(令2総務省)を改正する。 [措置済み(令和2年8月3日付け総務大臣通知、令和2年8月5日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡、令和2年8月11日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡)]
140	徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に係る食肉市場等の取引データの収集方法の合理化	肉用牛経営安定対策において、標準的販売価格の算出に用いる食肉市場等の取引データについて、都道府県を経由せずに、国または独立行政法人農畜産業振興機構が食肉市場等から直接データを収集する仕組みへの見直しを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (11)畜産経営の安定に関する法律(昭36法183) 肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格(3条4項)の算出に用いる牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることを明確化し、都道府県に令和2年度中に通知する。あわせて、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データの収集先に対し協力を依頼するなど国による必要な支援を令和2年度中に実施する。
231	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町、佐用町、新温泉町、和歌山県、鳥取県 【重点16】	市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化	日本人の体型に合い、痛みのない装置の開発を医療機器メーカー等に求める一方、検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師が確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (18)診療放射線技師法(昭26法226) 集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、医師の立会いを不要とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
238	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、西脇市、宝塚市、高砂市、南あわじ市、たつの市、神河町、新温泉町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	多面的機能支払交付金における実施状況報告の簡素化	活動組織および市町の事務負担を低減するため、実施状況報告様式を簡素化すること。考えられる様式と該当欄は以下のとおり。 様式第1-6号 …… 「活動実施日時」欄 様式第1-7号 …… 「日付」欄、「分類」欄 様式第1-8号 …… 「収支実績」欄のうち「支出総額」欄の内訳欄 「3 多面的機能支払交付金に係る事業の成果」欄のうち「備考」欄 また、様式第1-6号の「活動参加人数」欄については、別の独立した様式に記載することとし、加算措置を希望しない場合には、提出不要とすることとしていたきたい。	農林水産省	5【農林水産省】 (18)多面的機能支払交付金 多面的機能支払交付金については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、地域の農業者等が作成し地方公共団体が集計する報告書の様式の変更を必要最小限とするともに、活動記録又は金銭出納簿の項目と同等と認められる情報が記載された資料があることを確認した場合は、当該項目を省略した様式が使用可能である旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（京都府関連）（9件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
19	姫路市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	市町村の認可を受けた地縁による団体が、株式を保有できることの明確化	市町村の認可を受けた地縁による団体が、当該団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式を保有できるようにして、通知等により公証人役場等に対して明確化すること	総務省	5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (ii) 地縁による団体に対する市町村長(特別区の長を含む。)の認可(260条の2第1項)については、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、活動実態に合わせて認可の目的を見直し、不動産等の保有の有無にかかわらず、これを可能とする。
29	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	障がい福祉サービス(特に「自立訓練(生活訓練)」)における利用期間の弾力的運用	障がいのある者の学校卒業後等の学びの場について、生徒や保護者がその情報を入手しやすいよう、府として、障がい福祉サービスを活用して取り組む事業所の情報公表の仕組みを展開しているところ。これら事業所は、学びの場として、カリキュラム策定や職員配置等に関し、独自の取組みを展開している。これら事業所のように独自の取組みを展開する場合には、そのサービス利用期間について、利用者や事業所等の追加負担を生じさせることなく、弾力的な運用を可能とするなどの所要の制度改正を図られたい。	文部科学省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (32) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i) 自立訓練(生活訓練)の利用期間(施行規則6条の6)については、原則2年間(長期入院していた者等にあつては3年間。以下この事項において「標準利用期間」という。)としているが、個別の状況に応じ、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合には、標準利用期間を超えて最大1年間(原則1回)の支給決定期間(施行規則15条)の更新が可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
96	徳島県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応	地方の創意工夫にあふれた取組を推進するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の増額を伴う変更申請時期を拡大すること。	内閣府	5【内閣府】 (15) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・事業費の増額を伴う変更申請について、地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、申請機会を拡充することについて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
105	京都市	補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化	補正予算等による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。	財務省、文部科学省	—
129	京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	社会資本整備総合交付金制度に係るシステムの入力情報の有効活用	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)に入力された情報を有効活用(CSV形式等でのエクスポート機能の追加等)することで、国が行う照会の回数及び事項の見直し(削減)を求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (15) 社会資本整備総合交付金 (i) 社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・執行額調査等の照会について、令和3年度から、記載内容を簡素化するとともに、当該システムのエクスポート機能の活用等により運用の改善を図る。
140	徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に係る食肉市場等の取引データの収集方法の合理化	肉用牛経営安定対策において、標準的販売価格の算出に用いる食肉市場等の取引データについて、都道府県を経由せずに、国または独立行政法人農畜産業振興機構が食肉市場等から直接データを収集する仕組みへの見直しを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (11) 畜産経営の安定に関する法律(昭36法183) 肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格(3条4項)の算出に用いる牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることを明確化し、都道府県に令和2年度中に通知する。あわせて、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データの収集先に対し協力を依頼するなど国による必要な支援を令和2年度中に実施する。

231	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町、佐用町、新温泉町、和歌山県、鳥取県 【重点16】	市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化	日本人の体型に合い、痛みのない装置の開発を医療機器メーカー等に求める一方、検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (18)診療放射線技師法(昭26法226) 集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、医師の立会いを不要とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
238	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、西脇市、宝塚市、高砂市、南あわじ市、たつの市、神河町、新温泉町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	多面的機能支払交付金における実施状況報告の簡素化	活動組織および市町の事務負担を低減するため、実施状況報告様式を簡素化すること。考えられる様式と該当欄は以下のとおり。 様式第1-6号 …… 「活動実施日時」欄 様式第1-7号 …… 「日付」欄、「分類」欄 様式第1-8号 …… 「収支実績」欄のうち「支出総額」欄の内訳欄 「3 多面的機能支払交付金に係る事業の成果」欄のうち「備考」欄 また、様式第1-6号の「活動参加人数」欄については、別の独立した様式に記載することとし、加算措置を希望しない場合には、提出不要とすることとしていただきたい。	農林水産省	5【農林水産省】 (18)多面的機能支払交付金 多面的機能支払交付金については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、地域の農業者等が作成し地方公共団体が集計する報告書の様式の変更を必要最小限とするともに、活動記録又は金銭出納簿の項目と同等と認められる情報が記載された資料があることを確認した場合は、当該項目を省略した様式が使用可能である旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。
239	宝塚市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、関西広域連合	特別永住者証明書の交付方法の弾力化	申請者の利便性の向上、窓口業務の負担軽減の観点から、特別永住者証明書の申請者本人、代理義務者(同居している配偶者及び6親等内の血族又は3親等内の姻族)または取次者(別世帯の親族等)が申請時に来庁した場合は、交付時の本人出頭義務を免除し、郵送(本人限定受取郵便、簡易書留等)による交付を可能とすること。	法務省	5【法務省】 (5)日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平3法71) 以下に掲げる特別永住者証明書の交付については、特別永住者及び市区町村の負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、本人の受領が確保される場合に限り、郵送によることを可能とする。 ・居住地以外の記載事項の変更の届出に係る交付(11条2項) ・有効期間の更新の申請に係る交付(12条3項) ・紛失等による申請に係る交付(13条2項) ・汚損等による申請に係る交付(14条4項)

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（大阪府関連）（13件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
19	姫路市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	市町村の認可を受けた地縁による団体が、株式を保有できることの明確化	市町村の認可を受けた地縁による団体が、当該団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式を保有できるようにして、通知等により公証人役場等に対して明確化すること	総務省	5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (ii) 地縁による団体に対する市町村長(特別区の長を含む。)の認可(260条の2第1項)については、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、活動実態に合わせて認可の目的を見直し、不動産等の保有の有無にかかわらず、これを可能とする。
29	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	障がい福祉サービス(特に「自立訓練(生活訓練)」)における利用期間の弾力的運用	障がいのある者の学校卒業後等の学びの場について、生徒や保護者とその情報を入手しやすいよう、府として、障がい福祉サービスを活用して取り組み事業所の情報公表の仕組みを展開しているところ。これら事業所は、学びの場として、カリキュラム策定や職員配置等に関し、独自の取組みを展開している。これら事業所のように独自の取組みを展開する場合に、そのサービス利用期間について、利用者や事業所等の追加負担を生じさせることなく、弾力的な運用を可能とするなどの所要の制度改正を図られたい。	文部科学省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (32) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i) 自立訓練(生活訓練)の利用期間(施行規則6条の6)については、原則2年間(長期入院していた者等にあつては3年間。以下この事項において「標準利用期間」という。)としているが、個別の状況に応じ、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合には、標準利用期間を超えて最大1年間(原則1回)の支給決定期間(施行規則15条)の更新が可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
31	大阪府	保育対策総合支援事業費補助金等に係る事務手続の簡素化	保育対策総合支援事業費補助金、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育所等整備交付金について、道府県知事に市町村からの申請・実績報告について必要な審査を行うという事務処理規定がなされているが、東京都知事に係る規定と同様にする。なお、上記の補助金等については、交付要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令の規定によるとされているが、同法施行令第17条に基づく同意を外すことが可能かどうか明確にされたい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (9) 児童福祉法(昭22法164)、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金 保育所等整備交付金(56条の4の3)、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金の申請等に係る事務については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、申請書類の簡素化やFAQの整備など必要な方策を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
32	大阪府 【重点6】	幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件等の見直し	施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱに係る研修受講要件について、新型コロナウイルスの影響を考慮し研修受講必須化年度の延期及び研修受講ではなくレポート提出での代替を認めるなどの研修方法の多様化を行うこと。また、園内研修等の内容及び時間の確認事務について都道府県の事務負担が増えない形で全国統一のスキーム及び標準様式の提示並びに他県での研修の取扱いを明確化、統一化するとともに、全国の幼稚園や保育施設を対象としたスキルアップ研修等について集約し、加算要件に該当するものについて各自治体に情報提供すること。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(9)(vi)】【文部科学省(8)(iv)】【厚生労働省(34)(v)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)の要件となっている研修の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するとともに積極的な活用を促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・保育所及び地域型保育事業所(以下この事項において「保育所等」という。)が企画・実施する当該保育所等の職員等に対する研修(以下この事項において「園内研修」という。)については、保育所等が園内研修の認定申請に際し都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・研修実施主体の認定状況等については、地方公共団体に情報提供を行うこととし、その旨を令和2年度中に通知する。 ・保育士等が受講したキャリアアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。 ・幼稚園教諭等が受講した研修の修了証の効力については、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。 ・保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるよう整理を行い、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・研修受講の必須化の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和3年度の早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
96	徳島県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応	地方の創意工夫にあふれた取組を推進するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の増額を伴う変更申請時期を拡大すること。	内閣府	5【内閣府】 (15) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・事業費の増額を伴う変更申請について、地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、申請機会を拡充することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

97	徳島県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県	公務員獣医師の給与基準の見直し	公務員獣医師の給与改善に障壁となる基準の見直し。(医療職給料表(二)以外の給料表の適用可否について明らかにすること。)	総務省	—
126	茨木市	身寄りのない方の遺留金の取扱い方法の明確化	身寄りのない方の遺留金の取り扱いについて、自治体が根拠のない歳入歳出外現金を保管することがない制度の整備。	法務省、厚生労働省	5【法務省(1)】【厚生労働省(1)】 民法(明29法89)、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)、墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)及び生活保護法(昭25法144) 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保管する遺留金銭等の取扱いについては、以下の措置を講ずる。 ・省令を改正し、葬祭扶助(生活保護法18条)を行った場合であって、遺留金銭等を保護費に充当し、なお残余を生じたときには、相続財産管理制度だけでなく弁済供託制度についても活用可能とする。 [措置済み(生活保護法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第198号))] ・市町村が、相続財産管理制度(民法952条)又は弁済供託制度(民法494条)を活用して遺留金銭等を処理するための必要な手続等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
127	茨木市	身寄りのない方の遺留金のうち、預金の取扱い方法の明確化	身寄りのない方の銀行等(ゆうちょ銀行除く)に預けられている遺留金について、葬祭費用に活用が図ることができる制度の整備。	金融庁、厚生労働省、農林水産省	5【金融庁(1)】【厚生労働省(2)】【農林水産省(1)】 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。
129	京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	社会資本整備総合交付金制度に係るシステムの入力情報の有効活用	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)に入力された情報を有効活用(CSV形式等でのエクスポート機能の追加等)することで、国が行う照会の回数及び事項の見直し(削減)を求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (15)社会資本整備総合交付金 (i)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・執行額調査等の照会について、令和3年度から、記載内容を簡素化するとともに、当該システムのエクスポート機能の活用等により運用の改善を図る。
231	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神戸市、佐用町、新温泉町、和歌山県、鳥取県 【重点16】	市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化	日本人の体型に合い、痛みのない装置の開発を医療機器メーカー等に求める一方、検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (18)診療放射線技師法(昭26法226) 集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、医師の立会いを不要とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
238	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、西脇市、宝塚市、高砂市、南あわじ市、たつの市、神戸市、新温泉町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	多面的機能支払交付金における実施状況報告の簡素化	活動組織および市町の事務負担を低減するため、実施状況報告様式を簡素化すること。考えられる様式と該当欄は以下のとおり。 様式第1-6号 …… 「活動実施日時」欄 様式第1-7号 …… 「日付」欄、「分類」欄 様式第1-8号 …… 「収支実績」欄のうち「支出総額」欄の内訳欄 「3 多面的機能支払交付金に係る事業の成果」欄のうち「備考」欄 また、様式第1-6号の「活動参加人数」欄については、別の独立した様式に記載することとし、加算措置を希望しない場合には、提出不要とすることとしていただきたい。	農林水産省	5【農林水産省】 (18)多面的機能支払交付金 (18)多面的機能支払交付金については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、地域の農業者等が作成し地方公共団体が集計する報告書の様式の変更を必要最小限とするとともに、活動記録又は金銭出納簿の項目と同等と認められる情報が記載された資料があることを確認した場合は、当該項目を省略した様式が使用可能である旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。
239	宝塚市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、関西広域連合	特別永住者証明書の交付方法の弾力化	申請者の利便性の向上、窓口業務の負担軽減の観点から、特別永住者証明書の申請者本人、代理義務者(同居している配偶者及び6親等内の血族又は3親等内の姻族)または取次者(別世帯の親族等)が申請時に来庁した場合は、交付時の本人出頭義務を免除し、郵送(本人限定受取郵便、簡易書留等)による交付を可能とすること。	法務省	5【法務省】 (5)日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平3法71) 以下に掲げる特別永住者証明書の交付については、特別永住者及び市区町村の負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、本人の受領が確保される場合に限り、郵送によることを可能とする。 ・居住地以外の記載事項の変更に係る交付(11条2項) ・有効期間の更新の申請に係る交付(12条3項) ・紛失等による申請に係る交付(13条2項) ・汚損等による申請に係る交付(14条4項)

241	寝屋川市 【重点39】	地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用	企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」や「1年単位の変形労働時間制」の適用が除外されているが、働き方改革の一環として、教職員については令和2年度から「1年単位の変形労働時間制」が適用される。 また、国の働き方改革の取組の一環として、平成31年4月から「フレックスタイム制」の清算期間が1か月から3か月に延長された。 これらの法改正の趣旨を踏まえ、地方公務員に関しても、条例で定めることなどにより1か月を超え1年以内の期間で勤務時間を割り振ることができるよう地方公務員法等を整備していただきたい。	総務省	5【総務省】 (3) 地方公務員法(昭25法261) 地方公務員に対する1年単位の変形労働時間制(労働基準法(昭22法49)32条の4)の適用については、地方公務員の勤務実態や公務運営における課題、支障等を把握し、業務体制の改善に関する他の施策とも比較しつつ制度の在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
-----	----------------	--	--	-----	---

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（兵庫県関連）（20件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
19	姫路市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	市町村の認可を受けた地縁による団体が、株式を保有できることの明確化	市町村の認可を受けた地縁による団体が、当該団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式を保有できるようにして、通知等により公証人役場等に対して明確化すること	総務省	5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (ii) 地縁による団体に対する市町村長(特別区の長を含む。)の認可(260条の2第1項)については、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、活動実態に合わせて認可の目的を見直し、不動産等の保有の有無にかかわらず、これを可能とする。
29	大阪府、滋賀県、京都市、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	障がい福祉サービス(特に「自立訓練(生活訓練)」)における利用期間の弾力的運用	障がいのある者の学校卒業後等の学びの場について、生徒や保護者がその情報を入手しやすいよう、府として、障がい福祉サービスを活用して取り組む事業所の情報公表の仕組みを展開しているところ。これら事業所は、学びの場として、カリキュラム策定や職員配置等に関し、独自の取組みを展開している。これら事業所のように独自の取組みを展開する場合には、そのサービス利用期間について、利用者や事業所等の追加負担を生じさせることなく、弾力的な運用を可能とするなどの所要の制度改正を図られたい。	文部科学省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (32) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i) 自立訓練(生活訓練)の利用期間(施行規則6条の6)については、原則2年間(長期入院していた者等にあつては3年間。以下この事項において「標準利用期間」という。)としているが、個別の状況に応じ、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合には、標準利用期間を超えて最大1年間(原則1回)の支給決定期間(施行規則15条)の更新が可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
59	明石市	大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化	大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化(押印・本人署名の省略等)をすること	経済産業省、環境省	5【経済産業省(1)】【環境省(2)】 大気汚染防止法(昭43法97)、騒音規制法(昭43法98)、水質汚濁防止法(昭45法138)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110)、振動規制法(昭51法64)及びダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) 特定施設設置届出書などの各種届出書類については、令和2年度中に省令を改正し、押印及び本人署名を不要とする。
96	徳島県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応	地方の創意工夫にあふれた取組を推進するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の増額を伴う変更申請時期を拡大すること。	内閣府	5【内閣府】 (15) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・事業費の増額を伴う変更申請について、地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、申請機会を拡充することについて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
97	徳島県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県	公務員獣医師の給与基準の見直し	公務員獣医師の給与改善に障壁となる基準の見直し。(医療職給料表(二)以外の給料表の適用可否について明らかにすること。)	総務省	—
129	京都市、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	社会資本整備総合交付金制度に係るシステムの入力情報の有効活用	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)に入力された情報を有効活用(CSV形式等でのエクスポート機能の追加等)することで、国が行う照会の回数及び事項の見直し(削減)を求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (15) 社会資本整備総合交付金 (i) 社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・執行額調査等の照会について、令和3年度から、記載内容を簡素化するとともに、当該システムのエクスポート機能の活用等により運用の改善を図る。

140	徳島県、滋賀県、京都府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に係る食肉市場等の取引データの収集方法の合理化	肉用牛経営安定対策において、標準的販売価格の算出に用いる食肉市場等の取引データについて、都道府県を経由せずに、国または独立行政法人農畜産業振興機構が食肉市場等から直接データを収集する仕組みへの見直しを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (11)畜産経営の安定に関する法律(昭36法183) 肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格(3条4項)の算出に用いる牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることを明確化し、都道府県に令和2年度中に通知する。あわせて、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データの収集先に対し協力を依頼するなど国による必要な支援を令和2年度中に実施する。
229	兵庫県 【重点38】	新型コロナウイルス等対策特別措置法第45条に基づく施設使用制限(休業要請)を個別施設ではなく、まずは業種別に要請できるようにすること	特定都道府県知事として、第45条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。 第45条第2項の要請、同条第3項の指示及び同条第4項の公表については、法令上根拠のない国との事前協議を廃止すること。	内閣官房	【内閣官房】 (1)新型コロナウイルス等対策特別措置法(平24法31) 施設の使用制限の要請等(24条9項及び45条)の在り方については、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、新型コロナウイルス等対策有識者会議等における議論及び新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
230	兵庫県 【重点38】	新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく施設使用制限等の「指示」の実効性の担保	休業指示に対する実効性を高めるために必要な法整備(罰則適用など)を行うこと。	内閣官房	【内閣官房】 (1)新型コロナウイルス等対策特別措置法(平24法31) 施設の使用制限の要請等(24条9項及び45条)の在り方については、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、新型コロナウイルス等対策有識者会議等における議論及び新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
231	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町、佐用町、新温泉町、和歌山県、鳥取県 【重点16】	市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化	日本人の体型に合い、痛みのない装置の開発を医療機器メーカー等に求める一方、検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (18)診療放射線技師法(昭26法226) 集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、医師の立会いを不要とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
236	兵庫県、兵庫県市長会、兵庫県町村会	マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限の延長(5年→10年)	マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)に合わせて延長すること。 電子証明書の有効期間の延長が難しい場合は、パソコンやスマホによるオンライン申請、もしくは住民票の写しを交付するコンビニエンスストア(住民票データとの突合が可能)や郵便局等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きできるようにすること。	総務省	5【総務省】 (9)地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120) (i)以下に掲げる地方公共団体の事務については、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)に追加する。 ③署名用電子証明書の発行(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書の提供(同条7項)並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法9条1項)の受付 ④利用者証明用電子証明書の発行の申請(同法22条1項)の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書の提供(同条7項)並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法28条1項)の受付
238	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、神戸市、西脇市、宝塚市、高砂市、南あわじ市、たつの市、神河町、新温泉町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	多面的機能支払交付金における実施状況報告の簡素化	活動組織および市町の事務負担を低減するため、実施状況報告様式を簡素化すること。考えられる様式と該当欄は以下のとおり。 様式第1-6号 …… 「活動実施日時」欄 様式第1-7号 …… 「日付」欄、「分類」欄 様式第1-8号 …… 「収支実績」欄のうち「支出総額」欄の内訳欄 「3 多面的機能支払交付金に係る事業の成果」欄のうち「備考」欄 また、様式第1-6号の「活動参加人数」欄については、別の独立した様式に記載することとし、加算措置を希望しない場合には、提出不要とすることとしていただきたい。	農林水産省	5【農林水産省】 (18)多面的機能支払交付金 多面的機能支払交付金については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、地域の農業者等が作成し地方公共団体が集計する報告書の様式の変更を必要最小限とするともに、活動記録又は金銭納簿の項目と同等と認められる情報が記載された資料があることを確認した場合は、当該項目を省略した様式が使用可能であることを地方公共団体に令和2年度中に通知する。
239	宝塚市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、関西広域連合	特別永住者証明書の交付方法の弾力化	申請者の利便性の向上、窓口業務の負担軽減の観点から、特別永住者証明書の申請者本人、代理義務者(同居している配偶者及び6親等内の血族又は3親等内の姻族)または取次者(別世帯の親族等)が申請時に来庁した場合は、交付時の本人店頭義務を免除し、郵送(本人限定受取郵便、簡易書留等)による交付を可能とすること。	法務省	5【法務省】 (5)日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平3法71) 以下に掲げる特別永住者証明書の交付については、特別永住者及び市区町村の負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、本人の受領が確保される場合に限り、郵送によることを可能とする。 ・居住地以外の記載事項の変更の届出に係る交付(11条2項) ・有効期間の更新の申請に係る交付(12条3項) ・紛失等による申請に係る交付(13条2項) ・汚損等による申請に係る交付(14条4項)

240	兵庫県	災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築	ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること。 机上査定的手法として、Web査定の方法を構築すること。	財務省、農林水産省、国土交通省	5【財務省(2)】【農林水産省(3)】【国土交通省(2)】 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) (i)災害査定(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法7条及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令3条)については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当分の間、WEB会議方式等による実施が可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年9月28日付け国土交通省都市局都市安全課、港湾局海岸・防災課、水管理・国土保全局防災課事務連絡、令和2年10月6日付け農林水産省農村振興局整備部防災課、林野庁森林整備部治山課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課事務連絡)] (ii)机上査定(公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭32建設省)12、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領(昭40農林省)10等)の拡大については、災害復旧の迅速化に資するよう、WEB会議方式等による机上査定の実施状況や無人航空機による測量技術の進展等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
244	神戸市 【重点40】	日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ	日本赤十字社の活動資金に関する業務について、自治体が適正に従事できるよう地方自治法施行規則第12条の5に歳入歳出外現金として自治体で保管できる旨の規定を明記もしくは日本赤十字法において自治体の業務としての位置づけ(公金化)を明記すること。	総務省、厚生労働省	5【総務省(5)】【厚生労働省(19)】 日本赤十字社法(昭27法305) 日本赤十字社に対する寄附金などの現金の取扱いについては、実態調査等を行った上で、地方公共団体が当該現金を取り扱う根拠を法制的な面から検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
245	神戸市	情報公開等に係る処分における審査請求に対する認容裁決を行う場合の裁決書の取扱い	情報公開等に係る処分について、被処分者以外の第三者からされた審査請求に対して認容裁決をする場合、審査請求人の氏名等が知られない形で被処分者に対する裁決書の謄本の送付が可能である旨明確化する。	総務省	5【総務省】 (13)行政不服審査法(平26法68) 行政不服審査の不服申立ての手續において、第三者である審査請求人が処分の相手方に自らの氏名等を知られることにより重大な権利利益の侵害が発生するおそれがあるなど、やむを得ない事情がある場合の手續の在り方については、処分の相手方が第三者である審査請求人の氏名等を知ることができない取扱いとする方向で、有識者の意見も踏まえた検討を行い、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
247	神戸市 【重点33】	不動産移転登記等に係る登録免許税の算定の際、電子での評価額情報を利用	不動産移転登記等に係る登録免許税を算定する際は、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局へ通知している電子での評価額情報を利用して、法務局が算定すること。	法務省	5【法務省】 (2)地方税法(昭25法226)、登録免許税法(昭42法35)及び不動産登記法(平16法123) 不動産の登記申請に係る登録免許税の額等を計算するための書類については、申請者及び市町村の負担軽減を図る観点から、固定資産税の納税者に交付される固定資産課税明細書(地方税法364条3項)の利用を促す旨を関係団体等に通知するとともに、ホームページ等で周知する。 [措置済み(令和2年12月8日付け法務省民事局民事第二課事務連絡)] また、市町村長から登記所への通知(地方税法422条の3)がオンラインで行われる場合における登記官による登録免許税の額等の調査(登録免許税法26条1項)については、当該通知のオンラインによる全国的な実施状況等を踏まえつつ、当該通知により得た固定資産評価額の電子データにより行う仕組みの構築等必要な措置を講ずる。
248	神戸市	土地・家屋価格等縦覧帳簿のインターネットによる縦覧可能化及び掲載項目の制限	土地・家屋価格等縦覧帳簿のインターネットによる縦覧をできるようにすること。また、インターネットによる縦覧が可能となった場合は、現状よりも二次利用の恐れが高まるため、併せて掲載項目の制限を求める。	総務省	—
249	神戸市	国民年金関係の申請・届出のインターネット手続き化	事業主が年金事務所に対し、第2号被保険者や第3号被保険者の電子申請ができることと同様に、法定受託事務とされている国民年金関係の申請・届出を、市町村の窓口及び郵送による手続きと併用して、インターネットでもできるようにする。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (21)国民年金法(昭34法141) 国民年金第一号被保険者に係る申請及び届出については、オンライン化に向けて検討を行い、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
250	三田市	要保護児童生徒援助費補助金の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者の判断手法の明確化	・要保護児童生徒援助費補助金(文部科学省)の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者の判断手法の明確化 ・本補助金の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者のうち、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の基準にかかると判断手法を明確にすること。	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省(12)】【厚生労働省(40)】 要保護児童生徒援助費補助金 要保護児童生徒援助費補助金については、補助対象見込額の算定のため地方公共団体が提出する事業計画書の記載方法が明確となるよう、令和3年度事業から事業計画書の様式を見直す。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（奈良県関連）（3件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
103	奈良県	認定電気通信事業者による農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整を不要とすること	認定電気通信事業者による中継施設等の敷地に供するための農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整について、一定規模以下の調整については、調整不要とする等の運用の見直しを求める。	総務省、農林水産省	5【総務省(4)】【農林水産省(7)(i)】 農地法(昭27法229) 認定電気通信事業者(電気通信事業法(昭59法86)120条1項)の設置する中継施設のうち、土地改良事業や周辺農地における農業等への支障が生じるおそれがないと農地転用許可権者が判断するものについては、農地転用許可権者と認定電気通信事業者とが行う農業上の土地利用との調整が不要である旨を、地方公共団体等に通知する。 [措置済み(令和2年11月13日付け総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課事務連絡、令和2年11月13日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課事務連絡)]
124	三宅町	配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等に係る適用範囲の拡大	「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について(厚生労働省保険局保険課長発保発第0205001号、厚生労働省保険局保険課長発保発第0205003号、厚生労働省保険局国民健康保険課長発保国発第0227001号)」の取扱い等に係る適用範囲を配偶者からのDVだけでなく、配偶者以外のDV被害者にも拡大してほしい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (3)健康保険法(大11法70)及び国民健康保険法(昭33法192) 被保険者等から暴力等を受けた被扶養者については、公的機関が発行する暴力等を理由として保護した旨の証明書を付して当該被扶養者が保険者へ申し出た場合に、保険者が健康保険の被扶養者から外すことを可能とし、その旨を保険者及び地方公共団体に令和2年度中を目途に通知する。
139	生駒市 【重点21】	農地利用最適化推進委員に係る定数の参酌基準化	農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数について、地域の実情に応じ弾力的に定めることが可能となるよう、従うべき基準から参酌すべき基準へ見直しを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (4)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農地利用最適化推進委員の定数の基準(施行令8条)については、令和3年夏を目途に政令を改正し、令和4年度から農業委員会ごとの農地等の状況に応じて配置できるよう緩和する。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（和歌山県関連）（8件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
19	姫路市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	市町村の認可を受けた地縁による団体が、株式を保有できることの明確化	市町村の認可を受けた地縁による団体が、当該団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式を保有できるようにして、通知等により公証人役場等に対して明確化すること	総務省	5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (ii) 地縁による団体に対する市町村長(特別区の長を含む。)の認可(260条の2第1項)については、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、活動実態に合わせて認可の目的を見直し、不動産等の保有の有無にかかわらず、これを可能とする。
29	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	障がい福祉サービス(特に「自立訓練(生活訓練)」)における利用期間の弾力的運用	障がいのある者の学校卒業後等の学びの場について、生徒や保護者がその情報を入力しやすいよう、府として、障がい福祉サービスを活用して取り組む事業所の情報公表の仕組みを展開しているところ。これら事業所は、学びの場として、カリキュラム策定や職員配置等に関し、独自の取組みを展開している。これら事業所のように独自の取組みを展開する場合には、そのサービス利用期間について、利用者や事業所等の追加負担を生じさせることなく、弾力的な運用を可能とするなどの所要の制度改正を図られたい。	文部科学省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (32) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i) 自立訓練(生活訓練)の利用期間(施行規則6条の6)については、原則2年間(長期入院していた者等にあつては3年間。以下この事項において「標準利用期間」という。)としているが、個別の状況に応じ、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合には、標準利用期間を超えて最大1年間(原則1回)の支給決定期間(施行規則15条)の更新が可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
96	徳島県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応	地方の創意工夫にあふれた取組を推進するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の増額を伴う変更申請時期を拡大すること。	内閣府	5【内閣府】 (15) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・事業費の増額を伴う変更申請について、地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、申請機会を拡充することについて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
129	京都市、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	社会資本整備総合交付金制度に係るシステムの入力情報の有効活用	社会資本整備総合交付金システム(SOMS)に入力された情報を有効活用(CSV形式等)でのエクスポート機能の追加等)することで、国が行う照会の回数及び事項の見直し(削減)を求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (15) 社会資本整備総合交付金 (i) 社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・執行額調査等の照会について、令和3年度から、記載内容を簡素化するとともに、当該システムのエクスポート機能の活用等により運用の改善を図る。
140	徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に係る食肉市場等の取引データの収集方法の合理化	肉用牛経営安定対策において、標準的販売価格の算出に用いる食肉市場等の取引データについて、都道府県を経由せずに、国または独立行政法人農畜産業振興機構が食肉市場等から直接データを収集する仕組みへの見直しを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (11) 畜産経営の安定に関する法律(昭36法183) 肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格(3条4項)の算出に用いる牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることを明確化し、都道府県に令和2年度中に通知する。あわせて、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データの収集先に対し協力を依頼するなど国による必要な支援を令和2年度中に実施する。
231	兵庫県、滋賀県、京都市、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神戸市、佐用町、新温泉町、和歌山県、鳥取県 【重点16】	市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化	日本人の体型に合い、痛みのない装置の開発を医療機器メーカー等に求める一方、検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (18) 診療放射線技師法(昭26法226) 集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、医師の立会いを不要とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

238	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、西脇市、宝塚市、高砂市、南あわじ市、たつの市、神河町、新温泉町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	多面的機能支払交付金における実施状況報告の簡素化	活動組織および市町の事務負担を低減するため、実施状況報告様式を簡素化すること。考えられる様式と該当欄は以下のとおり。 様式第1-6号 …… 「活動実施日時」欄 様式第1-7号 …… 「日付」欄、「分類」欄 様式第1-8号 …… 「収支実績」欄のうち「支出総額」欄の内訳欄 「3 多面的機能支払交付金に係る事業の成果」欄のうち「備考」欄 また、様式第1-6号の「活動参加人数」欄については、別の独立した様式に記載することとし、加算措置を希望しない場合には、提出不要とすることとしていただきたい。	農林水産省	5【農林水産省】 (18)多面的機能支払交付金 多面的機能支払交付金については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、地域の農業者等が作成した地方公共団体が集計する報告書の様式の変更を必要最小限とするともに、活動記録又は金銭出納簿の項目と同等と認められる情報が記載された資料があることを確認した場合は、当該項目を省略した様式が使用可能である旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。
239	宝塚市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、関西広域連合	特別永住者証明書の交付方法の弾力化	申請者の利便性の向上、窓口業務の負担軽減の観点から、特別永住者証明書の申請者本人、代理義務者(同居している配偶者及び6親等内の血族又は3親等内の姻族)または取次者(別世帯の親族等)が申請時に来庁した場合は、交付時の本人出頭義務を免除し、郵送(本人限定受取郵便、簡易書留等)による交付を可能とすること。	法務省	5【法務省】 (5)日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平3法71) 以下に掲げる特別永住者証明書の交付については、特別永住者及び市区町村の負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、本人の受領が確保される場合に限り、郵送によることを可能とする。 ・居住地以外の記載事項の変更の届出に係る交付(11条2項) ・有効期間の更新の申請に係る交付(12条3項) ・紛失等による申請に係る交付(13条2項) ・汚損等による申請に係る交付(14条4項)

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（鳥取県関連）（12件）

管理番号	提案団体名	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容
19	姫路市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	市町村の認可を受けた地縁による団体が、株式を保有できることの明確化	市町村の認可を受けた地縁による団体が、当該団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式を保有できるようにして、通知等により公証人役場等に対して明確化すること	総務省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (ii)地縁による団体に対する市町村長(特別区の長を含む。)の認可(260条の2第1項)については、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、活動実態に合わせて認可の目的を見直し、不動産等の保有の有無にかかわらず、これを可能とする。
29	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	障がい福祉サービス(特に「自立訓練(生活訓練)」)における利用期間の弾力的運用	障がいのある者の学校卒業後等の学びの場について、生徒や保護者がその情報を入手しやすいよう、府として、障がい福祉サービスを活用して取り組む事業所の情報公表の仕組みを展開しているところ。これら事業所は、学びの場として、カリキュラム策定や職員配置等に関し、独自の取組みを展開している。これら事業所のように独自の取組みを展開する場合に、そのサービス利用期間について、利用者や事業所等の追加負担を生じさせることなく、弾力的な運用を可能とするなどの所要の制度改正を図られたい。	文部科学省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (32)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)自立訓練(生活訓練)の利用期間(施行規則6条の6)については、原則2年間(長期入院していた者等にあつては3年間。以下この事項において「標準利用期間」という。)としているが、個別の状況に応じ、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合には、標準利用期間を超えて最大1年間(原則1回)の支給決定期間(施行規則15条)の更新が可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
96	徳島県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応	地方の創意工夫にあふれた取組を推進するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の増額を伴う変更申請時期を拡大すること。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・事業費の増額を伴う変更申請について、地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、申請機会を拡充することについて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
129	京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	社会資本整備総合交付金制度に係るシステムの入力情報の有効活用	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)に入力された情報を有効活用(CSV形式等でのエクスポート機能の追加等)することで、国が行う照会の回数及び事項の見直し(削減)を求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (15)社会資本整備総合交付金 (i)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・執行額調査等の照会について、令和3年度から、記載内容を簡素化するとともに、当該システムのエクスポート機能の活用等により運用の改善を図る。
140	徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に係る食肉市場等の取引データの収集方法の合理化	肉用牛経営安定対策において、標準的販売価格の算出に用いる食肉市場等の取引データについて、都道府県を経由せずに、国または独立行政法人農畜産業振興機構が食肉市場等から直接データを収集する仕組みへの見直しを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (11)畜産経営の安定に関する法律(昭36法183) 肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格(3条4項)の算出に用いる牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることを明確化し、都道府県に令和2年度中に通知する。あわせて、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データ(平18厚生労働省令36)47条)に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
180	鳥取県 【重点1】	小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し	小規模多機能型居宅介護については、厚生労働省令により、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参照すべき基準」とする。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (vi)指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員(78条の4第3項3号、115条の14第3項3号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平18厚生労働省令34)66条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平18厚生労働省令36)47条)に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
181	鳥取県	障害福祉サービスにおける食事提供体制加算の対象の見直し	本件加算は、原則として施設内の調理室を使用して調理し提供されたものについて算定される。施設外で調理されたものを提供するときはキッチン等より提供するものに限定されているが、「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日社援施第65号)では、適切に管理された衛生環境の下で、施設外で調理された食事を搬入して提供することが予定されている。本件加算を算定できる障害福祉サービスにおける食事の提供を、社会福祉施設における食事の提供と別異に解する合理的理由はなく、同様の要件を充足した場合に食事提供体制加算の対象に出前や弁当を含めることを求める。	厚生労働省	—
182	鳥取県、中国地方知事会 【重点1】	病児保育事業における職員配置要件に係る「実質的な義務付け」の緩和	各地域の実情等に鑑みて市町村が柔軟な職員配置を行うことができるよう、「病児保育事業実施要綱」上の病児保育事業における職員配置要件を緩和することを求める。また、各地域の実情等に鑑みて市町村が柔軟な職員配置を行った施設についても幼保無償化の対象施設となるよう、内閣府令(子ども・子育て支援法施行規則)上の病児保育事業における職員配置基準を緩和することを求める。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府(2)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (iii)病児保育事業(児童福祉法6条の3第13項)については、事業運営の実態や課題を把握した上で、病児保育事業の趣旨に沿った事業運営の観点から可能な方策について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
183	鳥取県、中国地方知事会	就学前児童に対する補助金の一元化等	就学前児童に対する補助金の一元化及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 [措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)] また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

186	鳥取県 【重点12】	訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し	訪問看護ステーションごとに置くべき看護師等の員数を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (vii)指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数(74条3項1号及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令37)60条1号イ)に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。 また、当面の措置として、指定居宅サービスの確保が著しく困難である地域等で、被保険者が指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合に支給することができる特例居宅介護サービス費(42条1項3号)について、地方公共団体が当該制度をより活用しやすくするために必要な措置を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
231	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神戸市、新温泉町、和歌山県、鳥取県 【重点16】	市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化	日本人の体型に合い、痛みのない装置の開発を医療機器メーカー等に求める一方、検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (18)診療放射線技師法(昭26法226) 集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、医師の立会いを不要とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
238	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、西脇市、宝塚市、高砂市、南あわじ市、たつの市、神戸市、新温泉町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	多面的機能支払交付金における実施状況報告の簡素化	活動組織および市町の事務負担を低減するため、実施状況報告様式を簡素化すること。考えられる様式と該当欄は以下のとおり。 様式第1-6号 ……「活動実施日時」欄 様式第1-7号 ……「日付」欄、「分類」欄 様式第1-8号 ……「収支実績」欄のうち「支出総額」欄の内訳欄 「3 多面的機能支払交付金に係る事業の成果」欄のうち「備考」欄 また、様式第1-6号の「活動参加人数」欄については、別の独立した様式に記載することとし、加算措置を希望しない場合には、提出不要とすることとしていただきたい。	農林水産省	5【農林水産省】 (18)多面的機能支払交付金 多面的機能支払交付金については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、地域の農業者等が作成し地方公共団体が集計する報告書の様式の変更を必要最小限とするとともに、活動記録又は金銭出納簿の項目と同等と認められる情報が記載された資料があることを確認した場合は、当該項目を省略した様式が使用可能である旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（島根県関連）（6件）

管理番号	提案団体名	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容
37	中核市長会、山梨県、静岡県、高知県、出雲市	介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の評価指標における年度改定の廃止	評価指標の見直しを毎年ではなく、介護保険事業計画と同様の3年毎にすることについて変更を求めるもの。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法（平9法123） (ii)保険者機能強化推進交付金等（122条の3）については、毎年度の評価指標の見直しの検討において、当該交付金に係る地方公共団体の取組の円滑な実施に配慮するとともに、評価指標や評価結果の通知を令和3年度交付分から可能な限り早期に行う。
159	大田市	施設型給付費及び地域型保育給付費の審査・支払に関する事務の連合会委託を可能とすること	子ども・子育て支援新制度は介護保険などの保険制度をモデルとして制度設計されており、施設型給付費等についても保険制度と同様に法定代理受領方式がとられている。事務の効率化の観点や、今後、給付業務に係る全国システムが立ち上がることを踏まえ、保険制度に倣い施設型給付費等の審査・支払に関する事務について、国民健康保険団体連合会に委託可能とする旨を子ども・子育て支援法に追加する。	内閣府	—
167	島根県、岩手県、沖縄県、中国地方知事会	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化を求める。	環境省	5【環境省】 (10)自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金 自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、やむを得ないと認められる場合の交付決定前着工の導入について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当該交付金の交付決定については、工事の早期着手に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。
168	島根県、中国地方知事会 【重点26】	社会資本整備総合交付金制度に係る諸手続等の見直し	社会資本整備総合交付金に係る諸手続等（整備計画策定・実施に関する計画・交付申請等）について、以下の事項の改善を求める。 ・都道府県及び市町村のシステムの作業期間を十分に確保すること。 ・交付申請書等の紙提出を廃止し、システム提出或いはメール提出にするなど、事務処理の簡略化を行うこと。 ・システムの作業性に難があるため、改善を行うこと。	国土交通省	5【国土交通省】 (15)社会資本整備総合交付金 (i)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み（令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長通知）] ・申請書等の提出を含め、事務手続が社会資本整備総合交付金システムで全て完結するよう改修を行うとともに、改修内容や操作方法等を明確にするため、「社会資本整備総合交付金システム操作マニュアル」（平29国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長）を改正し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。
169	島根県、中国地方知事会 【重点6】	保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野の拡充等	保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野に、事務職員や調理員などの保育士以外の職種向けの分野を新たに設けること。 また、既設8分野と新設分野を含めて保育士以外の職員が受講すべき研修分野、内容を明示すること。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府(9)(vi)】【文部科学省(8)(iv)】【厚生労働省(34)(v)】 子ども・子育て支援法（平24法65） 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平27内閣府告示49）1条35号の5）の要件となっている研修の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するとともに積極的な活用を促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・保育所及び地域型保育事業所（以下この事項において「保育所等」という。）が企画・実施する当該保育所等の職員等に対する研修（以下この事項において「園内研修」という。）については、保育所等が園内研修の認定申請に際し都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・研修実施主体の認定状況等については、地方公共団体に情報提供を行うこととし、その旨を令和2年度中に通知する。 ・保育士等が受講したキャリアアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。 ・幼稚園教諭等が受講した研修の修了証の効力については、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。 ・保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるよう整理を行い、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・研修受講の必須化の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和3年度の早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
172	島根県、中国地方知事会	後期高齢者医療制度にかかる事務手続きの見直し	後期高齢者医療保険制度にかかる交付金、補助金について、後期高齢者医療広域連合又は国民健康保険団体連合会が実施主体となっている事業に対する補助金等の交付に関する事務手続き及び支出処理については、都道府県ではなく国が直接行うよう見直しを求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (29)高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法80） 後期高齢者医療制度に係る補助金等については、都道府県及び後期高齢者医療広域連合等の円滑な事務の実施に資するよう、令和3年度から交付申請期間を十分に確保するなど、運用の改善を図る。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（岡山県関連）（3件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
50	岡山県 【重点4】	指定都市又は中核市が設置する保育所等の指導監査権限移譲	地方自治法施行令を改正し、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が設置する保育所等の指導監査権限を都道府県から指定都市等に移譲する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5) 児童福祉法(昭22法164) (ii) 指定都市、中核市及び児童相談所設置市(特別区を含む。以下この事項において「指定都市等」という。)が設置する保育所に対する指導監査については、当該指定都市等の長が行う旨を明確化し、都道府県及び指定都市等に通知する。 [措置済み(令和2年10月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)]
110	岡山県、中国 地方知事会	獣医師法に基づく届出をオンライン化すること	現在、獣医師法第22条に基づく届出は、書面で行っている。その届出を原則オンライン化することを求める。また、届出内容(獣医師の分布、就業状況、異動状況等)をデータベース化することで、獣医師確保など、データの有効活用につなげる。	農林水産省	5【農林水産省】 (2) 獣医師法(昭24法186) 獣医師法に基づく届出(22条)については、以下のとおりとする。 ・令和4年度の届出からオンライン化する。 ・獣医師の情報の都道府県による利活用を図るための方策について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
138	倉敷市	次世代育成支援対策施設整備交付金の運用見直し	設計・施工一括発注するデザインビルド方式などの多様な施設整備について、次世代育成支援対策施設整備交付金が活用できるよう、運用の見直しを行う。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (31) 次世代育成支援対策推進法(平15法120) (ii) 次世代育成支援対策施設整備交付金(11条1項)については、設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)を活用する場合の事前協議や交付申請手続に係る留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（広島県関連）（7件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容
25	宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県 【重点22】	自作農創設特別措置法に基づく農地買収に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事業における事務処理の簡素化	・時効取得手続きの簡素化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催スケジュールの明確化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務化	法務省、農林水産省	5【法務省(4)】【農林水産省(7)(iv)】 農地法(昭27法229) 自作農創設特別措置法に基づく買収による登記が看過され、占有者等への所有権の移転の登記(以下「二重登記」という。)がされた国有農地については、以下の措置を講ずる。 ・占有者等の登記の抹消に係る承諾書の取得などの二重登記を解消するための事務は都道府県の管理事務に含まれないことを、地方農政局及び都道府県に通知する。 ・二重登記に関し占有者等への売払いや自作農財産紛争処理等連絡協議会における時効取得に関する手続が利用可能であることについて、法務局及び地方法務局において占有者等に情報提供することとし、その旨を法務局及び地方法務局に通知する。 【措置済み(令和2年12月4日付け法務省民事局民事第二課事務連絡、令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)】
89	三重県、宮城県、広島県 【重点22】	国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮	都道府県が「管理する国有農地等」について、迅速な処分が可能となるよう、旧所有者等への優先売払いに係る公告期間(6カ月)の短縮を求める。	農林水産省	5【農林水産省(7)】 農地法(昭27法229) (ii)都道府県が「管理する国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、その早期処分に向けて、都道府県の事務が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。 ・農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めた国有農地については、原則として、旧所有者等の買受意向確認のための公告期間の満了を待たずに、旧所有者等への売払い又は財務省への引継ぎに向けた準備を進めることとし、その旨を地方農政局及び都道府県に通知する。 【措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)】
90	三重県、宮城県、広島県	国有農地等の継続的な維持管理に係る国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の年度当初からの事業実施への見直し	国有農地等の継続的な維持管理のため、4月1日からの事業実施が可能となるよう、早期の交付決定又は交付決定前着手の適用を図ること。	農林水産省	5【農林水産省(16)】 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金については、都道府県による国有農地等の管理に支障が生じないよう、令和3年度から年度当初に交付決定を行う。
165	広島市、広島県	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越事務手続の簡素化の徹底	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越(翌債)事務手続について、添付書類の撤廃など、事務の簡素化の徹底を図るよう求める。	財務省、農林水産省	5【財務省(5)】【農林水産省(19)(i)】 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち、農業集落排水施設の整備に係る繰越しの手続に関する事務については、予算決算及び会計令(昭22勅令165)140条に基づき、都道府県の知事又は知事の指定する職員に委任していることを、地方農政局に改めて通知する。 【措置済み(令和2年9月29日付け農林水産省事務連絡)】
166	広島市、広島県	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の早期着手の実現	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る交付決定の効力を年度当初から発生させる取扱いを認め、早期着手が可能となるよう求める。	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	5【内閣府(14)】【農林水産省(19)(ii)】【国土交通省(16)】【環境省(12)】 地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、令和2年度中に必要な措置を講ずる。
215	愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県 【重点34】	心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認等に係る本人確認情報の提供体制の見直し	心身障害者扶養共済制度における現況届及び死亡の届出については全国共通の事務であることから、受給者の情報を把握している独立行政法人福祉医療機構(WAM)から、地方公共団体情報システム(J-LIS)に受給者情報を提供し、直接、全国の受給者の生体状況等について、一括して住基ネットによる確認が出来る仕組みとしていただきたい。	総務省、厚生労働省	5【総務省(8)】【厚生労働省(27)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び独立行政法人福祉医療機構法(平14法166) 心身障害者扶養共済制度(独立行政法人福祉医療機構法12条1項)において地方公共団体から独立行政法人福祉医療機構へ提出している現況届書及び死亡届書については、令和3年度から住民票の写しの添付を不要とする。 また、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含め、年金受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
217	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、高松市、松山市、高知県	地域児童福祉事業等調査に係るスケジュールの見直し	厚生労働省からの委託を受けて県が実施している「地域児童福祉事業等調査」について、実施依頼や調査票の送付が調査に支障のない時期となるようスケジュールを見直していただきたい。	厚生労働省	5【厚生労働省(49)】 地域児童福祉事業等調査 地域児童福祉事業等調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度から可能な限り早期に調査依頼を发出する。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（山口県関連）（0件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
------	-------	---------------	-------------	-----------------	---

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（徳島県関連）（11件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
29	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	障がい福祉サービス(特に「自立訓練(生活訓練)」)における利用期間の弾力的運用	障がいのある者の学校卒業後等の学びの場について、生徒や保護者がその情報を入手しやすいよう、府として、障がい福祉サービスを活用して取り組む事業所の情報公表の仕組みを展開しているところ。これら事業所は、学びの場として、カリキュラム策定や職員配置等に関し、独自の取組みを展開している。これら事業所のように独自の取組みを展開する場合に、そのサービス利用期間について、利用者や事業所等の追加負担を生じさせることなく、弾力的な運用を可能とするなどの所要の制度改正を図られたい。	文部科学省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (32)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (イ)自立訓練(生活訓練)の利用期間(施行規則6条の6)については、原則2年間(長期入院していた者等にあつては3年間。以下この事項において「標準利用期間」という。)としているが、個別の状況に応じ、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合には、標準利用期間を超えて最大1年間(原則1回)の支給決定期間(施行規則15条)の更新が可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
96	徳島県、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応	地方の創意工夫にあふれた取組を推進するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の増額を伴う変更申請時期を拡大すること。	内閣府	5【内閣府】 地方創生推進交付金 (15)地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・事業費の増額を伴う変更申請について、地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、申請機会を拡充することについて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
97	徳島県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県	公務員獣医師の給与基準の見直し	公務員獣医師の給与改善に障壁となる基準の見直し。(医療職給料表(二)以外の給料表の適用可否について明らかにすること。)	総務省	—
129	京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	社会資本整備総合交付金制度に係るシステムの入力情報の有効活用	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)に入力された情報を有効活用(CSV形式等でのエクスポート機能の追加等)することで、国が行う照会の回数及び事項の見直し(削減)を求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (15)社会資本整備総合交付金 (イ)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・執行額調査等の照会について、令和3年度から、記載内容を簡素化するとともに、当該システムのエクスポート機能の活用等により運用の改善を図る。
140	徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に係る食肉市場等の取引データの収集方法の合理化	肉用牛経営安定対策において、標準的販売価格の算出に用いる食肉市場等の取引データについて、都道府県を経由せずに、国または独立行政法人農畜産業振興機構が食肉市場等から直接データを収集する仕組みへの見直しを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (11)畜産経営の安定に関する法律(昭36法183) 肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格(3条4項)の算出に用いる牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることを明確化し、都道府県に令和2年度中に通知する。あわせて、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データの収集先に対し協力を依頼するなど国による必要な支援を令和2年度中に実施する。
188	高知県、山梨県、徳島県、香川県、愛媛県	子ども家庭総合支援拠点の職員配置要件の緩和	市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱に基づく「子ども家庭総合支援拠点」における「子ども家庭支援員」について、常時2名以上とする配置要件を緩和するよう求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (vi)市区町村子ども家庭総合支援拠点(10条の2)に関する「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)に規定する小規模A型については、一定の要件を満たす場合に、子ども家庭支援員の配置要件を常時2名以上から常時1名以上とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
215	愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久高町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県 【重点34】	心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認等に係る本人確認情報の提供体制の見直し	心身障害者扶養共済制度における現況届及び死亡の届出については全国共通の事務であることから、受給者の情報を把握している独立行政法人福祉医療機構(WAM)から、地方公共団体情報システム(J-LIS)に受給者情報を提供し、直接、全国の受給者の生存状況等について、一括して住基ネットによる確認が出来る仕組みとしていただきたい。	総務省、厚生労働省	5【総務省(8)】【厚生労働省(27)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び独立行政法人福祉医療機構法(平14法166) 心身障害者扶養共済事業(独立行政法人福祉医療機構法12条1項)において地方公共団体から独立行政法人福祉医療機構へ提出している現況届書及び死亡届書については、令和3年度から住民票の写しの添付を不要とする。 また、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含め、年金受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
217	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、高松市、松山市、高知県	地域児童福祉事業等調査に係るスケジュールの見直し	厚生労働省からの委託を受けて県が実施している「地域児童福祉事業等調査」について、実施依頼や調査票の送付が調査に支障のない時期となるようスケジュールを見直ししていただきたい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (49)地域児童福祉事業等調査 地域児童福祉事業等調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度から可能な限り早期に調査依頼を発出する。

218	愛媛県、徳島県、香川県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、上島町、久万高原町、松前町、鬼北町	輸血用血液製剤の円滑な融通を可能とする見直し	輸血用血液製剤について、適正な保管・管理体制が整っていると都道府県が認定した三次救急医療機関に限り、医薬品医療機器等法に基づく販売業の許可を必要とせずに、圏域内のあらかじめ指定を受けた二次救急医療機関への融通が可能となる制度とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (23)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 輸血に用いる血液製剤(以下「血液製剤」という。)の地域における供給体制については、緊急時には、販売業の許可(24条)の有無にかかわらず、医療機関の間で血液製剤を融通することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 また、地域の実情に応じた血液製剤の安定供給に係る取組事例について、地方公共団体に令和2年度中に通知するとともに、日本赤十字社による出張所の設置や血液製剤の配送回数、配送ルートの見直し等について、地方公共団体、医療機関及び日本赤十字社との間において検討されるよう、必要な支援を行う。
238	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、西脇市、宝塚市、高砂市、南あわじ市、たつの市、神河町、新温泉町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	多面的機能支払交付金における実施状況報告の簡素化	活動組織および市町の事務負担を低減するため、実施状況報告様式を簡素化すること。考えられる様式と該当欄は以下のとおり。 様式第1-6号 …… 「活動実施日時」欄 様式第1-7号 …… 「日付」欄、「分類」欄 様式第1-8号 …… 「収支実績」欄のうち「支出総額」欄の内訳欄 「3 多面的機能支払交付金に係る事業の成果」欄のうち「備考」欄 また、様式第1-6号の「活動参加人数」欄については、別の独立した様式に記載することとし、加算措置を希望しない場合には、提出不要とすることとしていただきたい。	農林水産省	5【農林水産省】 (18)多面的機能支払交付金 多面的機能支払交付金については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、地域の農業者等が作成し地方公共団体が集計する報告書の様式の変更を必要最小限とするとともに、活動記録又は金銭出納簿の項目と同等と認められる情報が記載された資料があることを確認した場合、当該項目を省略した様式が使用可能である旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。
242	香川県、徳島県、高知県 【重点19】	指定難病の医療受給者証の負担上限月額決定方法の見直し	指定難病の医療受給者証について、負担上限月額の認定方法を、市町村民税(所得割)から保険者の所得区分に応じて認定する方法に改めること。	厚生労働省	5【内閣府(11)】【総務省(12)】【財務省(4)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(36)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（香川県関連）（8件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
38	相模原市、高松市	特別養護老人ホームの定員規模別の報酬の設定	特別養護老人ホームの基本報酬について、「介護事業経営実態調査」の結果を踏まえて、定員80人以下の施設については、定員規模別(30人、31人～50人、51人～80人)の報酬を設定すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (iv)定員80人以下の介護老人福祉施設の介護報酬(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平12厚生省告示21))については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
97	徳島県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県	公務員獣医師の給与基準の見直し	公務員獣医師の給与改善に障壁となる基準の見直し。(医療職給料表(二)以外の給料表の適用可否について明らかにすること。)	総務省	—
188	高知県、山梨県、徳島県、香川県、愛媛県	子ども家庭総合支援拠点の職員配置要件の緩和	市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱に基づく「子ども家庭総合支援拠点」における「子ども家庭支援員」について、常時2名以上とする配置要件を緩和するよう求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (vii)市区町村子ども家庭総合支援拠点(10条の2)に関する「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)に規定する小規模A型については、一定の要件を満たす場合に、子ども家庭支援員の配置要件を常時2名以上から常時1名以上とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
215	愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県 【重点34】	心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認等に係る本人確認情報の提供体制の見直し	心身障害者扶養共済制度における現況届及び死亡の届出については全国共通の事務であることから、受給者の情報を把握している独立行政法人福祉医療機構(WAM)から、地方公共団体情報システム(J-LIS)に受給者情報を提供し、直接、全国の受給者の生存状況等について、一括して住基ネットによる確認が出来る仕組みとしていただきたい。	総務省、厚生労働省	5【総務省(8)】【厚生労働省(27)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び独立行政法人福祉医療機構法(平14法166) (49)心身障害者扶養共済事業(独立行政法人福祉医療機構法12条1項)において地方公共団体から独立行政法人福祉医療機構へ提出している現況届書及び死亡届書については、令和3年度から住民票の写しの添付を不要とする。 また、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含め、年金受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
217	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、高松市、松山市、高知県	地域児童福祉事業等調査に係るスケジュールの見直し	厚生労働省からの委託を受けて県が実施している「地域児童福祉事業等調査」について、実施依頼や調査票の送付が調査に支障のない時期となるようスケジュールを見直していただきたい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (49)地域児童福祉事業等調査 地域児童福祉事業等調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度から可能な限り早期に調査依頼を発出する。
218	愛媛県、徳島県、香川県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、上島町、久万高原町、松前町、鬼北町	輸血用血液製剤の円滑な融通を可能とする見直し	輸血用血液製剤について、適正な保管・管理体制が整っていると都道府県が認定した三次救急医療機関に限り、医薬品医療機器等法に基づく販売業の許可を必要とせずに、圏域内のあらかじめ指定を受けた二次救急医療機関への融通が可能となる制度とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (23)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 輸血に用いる血液製剤(以下「血液製剤」という。)の地域における供給体制については、緊急時には、販売業の許可(24条)の有無にかかわらず、医療機関の間で血液製剤を融通することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 また、地域の実情に応じた血液製剤の安定供給に係る取組事例について、地方公共団体に令和2年度中に通知するとともに、日本赤十字社による出張所の設置や血液製剤の配送回数、配送ルートの見直し等について、地方公共団体、医療機関及び日本赤十字社との間において検討されるよう、必要な支援を行う。
242	香川県、徳島県、高知県 【重点19】	指定難病の医療受給者証の負担上限月額決定方法の見直し	指定難病の医療受給者証について、負担上限月額の認定方法を、市町村民税(所得割)から保険者の所得区分に応じて認定する方法に改めること。	厚生労働省	5【内閣府(11)】【総務省(12)】【財務省(4)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(36)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
243	香川県、高知県	道路法第77条第1項に基づく道路に関する調査の運用改善	道路法第77条第1項に基づき実施する「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」について、都道府県が行う調査の作成等(市町村及び地方道路公社等が管理する道路に係る調査の取りまとめを含む。)の事務の負担軽減に資するよう、これらの調査の一括による実施又は各調査提出様式の統合若しくは重複している事項の回答の省略を可能とすること等、調査事務の運用改善を図る措置を求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (8)道路法(昭27法180) 道路施設現況調査(77条1項)については、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査(同項)における回答のうち活用可能なものを、あらかじめ国において回答様式に転記した上で、都道府県等に対して照会する仕組みを構築する。 【措置済み(令和2年9月23日付け国土交通大臣通知)】

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（愛媛県関連）（9件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
96	徳島県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応	地方の創意工夫にあふれた取組を推進するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の増額を伴う変更申請時期を拡大すること。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・事業費の増額を伴う変更申請について、地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、申請機会を拡充することについて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
97	徳島県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県	公務員獣医師の給与基準の見直し	公務員獣医師の給与改善に障壁となる基準の見直し。(医療職給料表(二)以外の給料表の適用可否について明らかにすること。)	総務省	—
111	砥部町、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町	非常勤職員の労災申請に係る事務手続の簡素化	労災申請をする者が、地方公共団体の非常勤職員である場合、地方公務員災害補償法の対象でないことを証明するため、通常の申請書類に加えて、報告書と多くの疎明資料を提出しなければならない、事務の簡素化のため、報告書の廃止や、添付書類の再考をお願いしたい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (4)労働者災害補償保険法(昭22法50) 地方公共団体の非常勤職員が保険給付(7条1項)を請求する場合に、請求者が法の適用を受ける労働者であるか否かを都道府県労働局等が確認するために提出を求めている出勤簿などの書類については、当該確認に必要な最小限のものとし、その旨を令和2年度中に開催予定の全国会議等を通じて都道府県労働局等に周知する。
113	砥部町、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町 【重点15】	国民健康保険における高額療養費申請手続きの簡素化に係る年齢制限の撤廃	国民健康保険における高額療養費申請手続きの簡素化に係る年齢制限の撤廃	厚生労働省	5【厚生労働省】 (20)国民健康保険法(昭33法192) (iii)国民健康保険の高額療養費(57条の2)の支給申請については、被保険者及び市区町村の負担を軽減する観点から、令和2年度中に省令を改正し、市区町村の判断により手続きを簡素化することを可能とする。
140	徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に係る食肉市場等の取引データの収集方法の合理化	肉用牛経営安定対策において、標準的販売価格の算出に用いる食肉市場等の取引データについて、都道府県を経由せずに、国または独立行政法人農畜産業振興機構が食肉市場等から直接データを収集する仕組みへの見直しを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (11)畜産経営の安定に関する法律(昭36法183) 肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格(3条4項)の算出に用いる牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることを明確化し、都道府県に令和2年度中に通知する。あわせて、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データの収集先に対し協力を依頼するなど国による必要な支援を令和2年度中に実施する。
188	高知県、山梨県、徳島県、香川県、愛媛県	子ども家庭総合支援拠点の職員配置要件の緩和	市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱に基づく「子ども家庭総合支援拠点」における「子ども家庭支援員」について、常時2名以上とする配置要件を緩和するよう求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (viii)市区町村子ども家庭総合支援拠点(10条の2)に関する「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)に規定する小規模A型については、一定の要件を満たす場合に、子ども家庭支援員の配置要件を常時2名以上から常時1名以上とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
215	愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県 【重点34】	心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認等に係る本人確認情報の提供体制の見直し	心身障害者扶養共済制度における現況届及び死亡の届出については全国共通の事務であることから、受給者の情報を把握している独立行政法人福祉医療機構(WAM)から、地方公共団体情報システム(J-LIS)に受給者情報を提供し、直接、全国の受給者の生体状況等について、一括して住基ネットによる確認が出来る仕組みとしていただきたい。	総務省、厚生労働省	5【総務省(8)】【厚生労働省(27)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び独立行政法人福祉医療機構法(平14法166) 心身障害者扶養共済事業(独立行政法人福祉医療機構法12条1項)において地方公共団体から独立行政法人福祉医療機構へ提出している現況届書及び死亡届書については、令和3年度から住民票の写しの添付を不要とする。 また、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行方年金受給者の現況確認については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含め、年金受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
217	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、高松市、松山市、高知県	地域児童福祉事業等調査に係るスケジュールの見直し	厚生労働省からの委託を受けて県が実施している「地域児童福祉事業等調査」について、実施依頼や調査票の送付が調査に支障のない時期となるようスケジュールを見直していただきたい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (49)地域児童福祉事業等調査 地域児童福祉事業等調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度から可能な限り早期に調査依頼を発出する。
218	愛媛県、徳島県、香川県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、上島町、久万高原町、松前町、鬼北町	輸血用血液製剤の円滑な融通を可能とする見直し	輸血用血液製剤について、適正な保管・管理体制が整っていると都道府県が認定した三次救急医療機関に限り、医薬品医療機器等法に基づく販売業の許可を必要とせずに、圏域内のあらかじめ指定を受けた二次救急医療機関への融通が可能となる制度とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (23)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 輸血に用いる血液製剤(以下「血液製剤」という。)の地域における供給体制については、緊急時には、販売業の許可(24条)の有無にかかわらず、医療機関の間で血液製剤を融通することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 また、地域の実情に応じた血液製剤の安定供給に係る取組事例について、地方公共団体に令和2年度中に通知するとともに、日本赤十字社による出張所の設置や血液製剤の配送回数、配送ルートの見直し等について、地方公共団体、医療機関及び日本赤十字社との間において検討されるよう、必要な支援を行う。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（高知県関連）（15件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
37	中核市市長会、山梨県、静岡県、高知県、出雲市	介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の評価指標における年度改定の廃止	評価指標の見直しを毎年ではなく、介護保険事業計画と同様の3年毎にすることについて変更を求めるもの。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (ii)保険者機能強化推進交付金等(122条の3)については、毎年度の評価指標の見直しの検討において、当該交付金に係る地方公共団体の取組の円滑な実施に配慮するとともに、評価指標や評価結果の通知を令和3年度交付分から可能な限り早期に行う。
45	愛知県、高知県	長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大	地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約の対象契約(電気、ガスの供給、不動産の借り入れ等)、又は法施行令第167条の17に基づき条例で定めることができる対象契約(当該政令で定める一定の物品の借り入れ又は役務提供を受ける契約)にソフトウェア(無体物)のライセンス(使用許諾)契約を追加する。また、現行の法令で契約が可能とされる場合は、その旨を明示する。	総務省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (iii)長期継続契約(234条の3)を締結することができる契約については、ソフトウェアのライセンス契約も含まれることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
47	愛知県、横浜市、高知県 【重点19】	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止については「平成27年度の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)(厚生労働省健康局難病対策課長)において、「廃止しない」として通知されているが、医療機関の窓口で医療保険の所得区分を確認できる新たな枠組みを構築のうえ、廃止する。	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(11)】【総務省(12)】【財務省(4)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(36)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
81	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金申請に係る検討時間等の確保	地方創生推進交付金申請に係る実施計画様式や審査基準等について、地方における検討・作業時間確保の観点から、変更等が予定されている内容等については、検討過程における早期の情報提供を図られたい。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の申請手続について、地方公共団体の検討期間を確保するため、事業設計の参考となる情報を、申請に係る事務連絡の発出前の可能な限り早期に地方公共団体に提供する。
82	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金に係る対象経費の明確化	地方創生推進交付金の対象経費について、事務手続の簡素化・合理化観点から、要件の明確化を図られたい。 また、過去に自治体からの確認事例を掲載するなど、Q&Aの内容をより充実していただきたい。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体の的確な判断に資するよう、引き続き、事前相談等を通じて助言に努めるとともに、「地方創生推進交付金に関するQ&A」の見直しを行い、令和3年度から実施する事業の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。
88	千葉県、秋田県、高知県	既存の集計システムを活用した調査とりまとめ事務の効率化	都道府県が「市町村分を取りまとめる必要のある調査」に関しては、「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会(一斉調査)システム」や「デジタルPMO」など既存の集計システムを活用すること。	総務省	5【総務省】 (18)自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査 自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和3年度調査から調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施する。 (19)情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検の報告については、市町村(特別区を含む。)の点検結果についての都道府県の取りまとめに係る事務負担の軽減を図るため、令和3年度の情報提供ネットワークシステムの更改に合わせて当該報告に係るシステムの機能改善を行う。
96	徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応	地方の創意工夫にあふれた取組を推進するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の増額を伴う変更申請時期を拡大すること。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・事業費の増額を伴う変更申請について、地方公共団体がその実情に応じて、柔軟に事業を実施することが可能となるよう、地方公共団体の意見を踏まえ、申請機会を拡充することについて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
97	徳島県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県	公務員獣医師の給与基準の見直し	公務員獣医師の給与改善に壁障となる基準の見直し。(医療職給料表(二)以外の給料表の適用可否について明らかになること。)	総務省	—
140	徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、神戸市、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に用いる食肉市場等の取引データ、都道府県を經由せずに、国または独立行政法人農畜産業振興機構が食肉市場等から直接データを収集する仕組みへの見直しを求める。	肉用牛経営安定対策において、標準的販売価格の算出に用いる食肉市場等の取引データについて、都道府県を經由せずに、国または独立行政法人農畜産業振興機構が食肉市場等から直接データを収集する仕組みへの見直しを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (11)畜産経営の安定に関する法律(昭36法183) 肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格(3条4項)の算出に用いる牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることを明確化し、都道府県に令和2年度中に通知する。あわせて、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データの収集先に対し協力を依頼するなど国による必要な支援を令和2年度中に実施する。
188	高知県、山梨県、徳島県、香川県、愛媛県	子ども家庭総合支援拠点の職員配置要件の緩和	市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱に基づく「子ども家庭総合支援拠点」における「子ども家庭支援員」について、常時2名以上とする配置要件を緩和するよう求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (vii)市区町村子ども家庭総合支援拠点(10条の2)に関する「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)に規定する小規模A型については、一定の要件を満たす場合に、子ども家庭支援員の配置要件を常時2名以上から常時1名以上とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
200	指定都市市長会、栃木県、千葉県、高知県	災害救助法による救助期間における協議方法の見直し	災害救助法による救助期間の基準を延長し、特別基準を設ける場合における国との協議方法の運用を見直す。	内閣府	5【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) 救助の期間(4条3項)の延長については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかでない場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることを具体的な事例を示しつつ明確化し、全国会議を通じ、地方公共団体に令和3年5月を目途に周知する。

215	愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県 【重点34】	心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認等に係る本人確認情報の提供体制の見直し	心身障害者扶養共済制度における現況届及び死亡の届出については全国共通の事務であることから、受給者の情報を把握している独立行政法人福祉医療機構(WAM)から、地方公共団体情報システム(J-LIS)に受給者情報を提供し、直接、全国の受給者の生存状況等について、一括して住基ネットによる確認が出来る仕組みとしていただきたい。	総務省、厚生労働省	5【総務省(8)】【厚生労働省(27)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び独立行政法人福祉医療機構法(平14法166)心身障害者扶養共済事業(独立行政法人福祉医療機構法12条1項)において地方公共団体から独立行政法人福祉医療機構へ提出している現況届書及び死亡届書については、令和3年度から住民票の写しの添付を不要とする。 また、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含め、年金受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
217	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、高松市、松山市、高知県	地域児童福祉事業等調査に係るスケジュールの見直し	厚生労働省からの委託を受けて県が実施している「地域児童福祉事業等調査」について、実施依頼や調査票の送付が調査に支障のない時期となるようスケジュールを見直していただきたい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (49)地域児童福祉事業等調査 地域児童福祉事業等調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度から可能な限り早期に調査依頼を发出する。
242	香川県、徳島県、高知県 【重点19】	指定難病の医療受給者証の負担上限月額決定方法の見直し	指定難病の医療受給者証について、負担上限月額の認定方法を、市町村民税(所得割)から保険者の所得区分に応じて認定する方法に改めること。	厚生労働省	5【内閣府(11)】【総務省(12)】【財務省(4)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(36)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
243	香川県、高知県	道路法第77条第1項に基づく道路に関する調査の運用改善	道路法第77条第1項に基づき実施する「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」について、都道府県が行う調査の作成等(市町村及び地方道路公社等が管理する道路に係る調査の取りまとめを含む。)の事務の負担軽減に資するよう、これらの調査の一括による実施又は各調査提出様式の統合若しくは重複している事項の回答の省略を可能とすること等、調査事務の運用改善を図る措置を求めると。	国土交通省	5【国土交通省】 (8)道路法(昭27法180) 道路施設現況調査(77条1項)については、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査(同項)における回答のうち活用可能なものを、あらかじめ国において回答様式に転記した上で、都道府県等に対して照会する仕組みを構築する。 [措置済み(令和2年9月23日付け国土交通大臣通知)]

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（福岡県関連）（9件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
14	小都市	PFI手法によらない学校施設整備に対する学校施設環境改善交付金の交付要件の明確化	PFI手法によらないPPP-BTO方式での学校給食施設整備により、割賦払いを行った場合についても、学校施設環境改善交付金の交付対象となること及び通常事業と同様の財政措置を受けることができると、について通知等により明らかにする。	文部科学省	—
74	福岡県、青森県、九州地方知事会	事業承継税制の認定審査に係る法令解釈の明確化による事業者の利便性の向上	国が法令の解釈に関するQ&A集を作成、公開し、法令の解釈を明確化すること	経済産業省	5【経済産業省】 (3)中小企業における経営の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。 ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。))において周知する。 ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たっての留意点に関するカリキュラムを充実させる。
76	福岡県、九州地方知事会 【重点20】	農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「事業完了」の取扱いの見直し	農業振興地域の整備に関する法律及びその下位法令においては、農用地区域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが定められているが、この「工事が完了した年度」については、一部の地域については当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと農林水産大臣が認める場合には、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。 また、当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと認められる一部の地域については、農林水産大臣が積極的にその旨を認めてほしい。	農林水産省	5【農林水産省】 (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおりとする。 ・農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更(13条2項)については、当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地(10条3項2号)に該当する場合、当該事業の「工事が完了した」年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが必要である(施行令9条)ところ、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、農林水産大臣が当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認め、負担金の支払期間の始期を指定する旨を都道府県に通知した場合には、当該土地の一部については、当該通知において利益の全てが発生したと認める日を含む年度に「工事が完了した」ととする。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農林振興局長通知)]
78	長崎県、九州地方知事会	地方創生拠点整備交付金の繰越手続きの簡素化	地方創生拠点整備交付金の繰越(翌債)手続きの簡素化及びADAMSによる正式申請に先立ち、別途協議を行う機会を確保するなど、手続きの円滑化に資する見直しを求める。	内閣府、財務省	—
81	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金申請に係る検討時間等の確保	地方創生推進交付金申請に係る実施計画様式や審査基準等について、地方における検討・作業時間確保の観点から、変更等が予定されている内容等については、検討過程における早期の情報提供を図らねばならない。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の申請手続について、地方公共団体の検討期間を確保するため、事業設計の参考となる情報を、申請に係る事務連絡の発出前の可能な限り早期に地方公共団体に提供する。 [措置済み(令和2年11月30日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)]
82	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金に係る対象経費の明確化	地方創生推進交付金の対象経費について、事務手続の簡素化・合理化観点から、要件の明確化を図らねばならない。 また、過去に自治体からの確認事例を掲載するなど、Q&Aの内容をより充実していただきたい。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体の的確な判断に資するよう、引き続き、事前相談等を通じて助言に努めるとともに、「地方創生推進交付金に関するQ&A」の見直しを行い、令和3年度から実施する事業の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。
84	鹿児島県、九州地方知事会	土地改良事業関係補助金等に係る変更申請の要件緩和	以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30パーセント」とある部分については「50パーセント」と、「400万円」とある部分については「1000万円」と改正することを求める。 【土地改良事業関係補助金交付要綱】 ・第9の1(1)ア(ア)、(イ)a及び(2)ウ(ア)、第9の3(2)ア、第9の6(1)、第9の8(1)イ 【農地防災事業等補助金交付要綱】 ・第8(1)ア(ア)及び(イ)a、(2)ウ(ア)	農林水産省	5【農林水産省】 (15)土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金 【土地改良事業関係補助金交付要綱】(昭31農林省)及び「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林省)に定める農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更については、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
194	神奈川県、栃木県、横浜市、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、寒川町、箱根町、福岡県	3R推進交付金の交付対象の明確化等	循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、廃棄物処理施設整備交付金の申請手続きにおける交付対象、交付率等の明確化及び説明会・研修会の開催	環境省	5【環境省】 (9)循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び廃棄物処理施設整備交付金 循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び廃棄物処理施設整備交付金については、地方公共団体による交付対象の判断に資するよう、令和2年度中に新たな交付金申請の手引を作成するとともに、循環型社会形成推進交付金サイトへの関連資料の集約等を行う。
226	太宰府市 【重点27】	史跡等購入費国庫補助で取得した土地の活用範囲の明確化	「史跡等購入費国庫補助要項(以下「要項」とする。))」に基づいて補助を受け取得した史跡等について、近年の大風による倒木や敷地による掘り起こしなどから史跡等を守る(保存する)ため、保存を目的とした財源を得るための史跡等の活用範囲について明らかにする。 現在の要項の第1項(趣旨)においては、「保存のための史跡等の土地買上げ等に要する経費について国が行う補助」と定められているため、これにより取得した財産を活用して保存のための財源とすることは、補助金適正化法第22条に定める「目的に反した使用」にあたることと認められない場合があるが、例えば史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄物を加工・販売等することについては、「目的に反した使用」にあらず認められるものと考えられる。法律上及び要項上認められる史跡等の活用の範囲が明らかになれば、それに照らして文化庁が「文化財保存活用地域計画」等の認定過程において自治体が行う史跡等の活用の可否を判断することができるようになり、自治体が史跡等の活用により自主的に財源を確保することが可能となることで、要項が目指す「保存のため」という目的をより達成しやすくなる。	文部科学省	5【文部科学省】 (11)史跡等購入費補助金 史跡等購入費補助金により取得した土地の活用については、以下の措置を講ずる。 ・文化財保護法(昭25法214)125条に規定する現状変更等の許可を受けて行われる木竹の伐採等により生じた木材等を加工・販売する行為については、当該行為により得た収益の用途にかかわらず、補助金等に反する予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)22条に規定する補助金等の交付の目的に反した使用(以下この事項において「目的外使用」という。))には当たらないことを、全国会議を通じて地方公共団体に周知する。 [措置済み(令和2年11月26日・27日埋蔵文化財・史跡担当者会議)] ・上記のほか、史跡等購入費補助金により取得した土地の活用について、目的外使用に該当するか否かを地方公共団体が判断するに当たって参考となる事例を交えた質疑応答集を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（佐賀県関連）（6件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
74	福岡県、青森県、九州地方知事会	事業承継税制の認定審査に係る法令解釈の明確化による事業者の利便性の向上	国が法令の解釈に関するQ&A集を作成、公開し、法令の解釈を明確化すること	経済産業省	5【経済産業省】 (3)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。 ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。 ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たっての留意点に関するカリキュラムを充実させる。
76	福岡県、九州地方知事会 【重点20】	農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「事業完了」の取扱いの見直し	農業振興地域の整備に関する法律及びその下位法令においては、農用地区域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが定められているが、この「工事が完了した年度」について、一部の地域については当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと農林水産大臣が認める場合には、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。 また、当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと認められる一部の地域については、農林水産大臣が積極的にその旨を認めてほしい。	農林水産省	5【農林水産省】 (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更(13条2項)については、当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地(10条3項2号)に該当する場合、当該事業の「工事が完了した」年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが必要である(施行令9条)ところ、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、農林水産大臣が当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認め、負担金の支払期間の始期を指定する旨を都道府県に通知した場合には、当該土地の一部については、当該通知において利益の全てが発生したと認める日を含む年度に「工事が完了した」とこととする。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]
78	長崎県、九州地方知事会	地方創生拠点整備交付金の繰越手続きの簡素化	地方創生拠点整備交付金の繰越(翌債)手続きの簡素化及びADAMSによる正式申請に先立ち、別途協議を行う機会を確保するなど、手続きの円滑化に資する見直しを求める。	内閣府、財務省	—
81	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金申請に係る検討時間等の確保	地方創生推進交付金申請に係る実施計画様式や審査基準等について、地方における検討・作業時間確保の観点から、変更等が予定されている内容等については、検討過程における早期の情報提供を図られたい。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の申請手続について、地方公共団体の検討期間を確保するため、事業設計の参考となる情報を、申請に係る事務連絡の発出前の可能な限り早期に地方公共団体に提供する。 [措置済み(令和2年11月30日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)]
82	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金に係る対象経費の明確化	地方創生推進交付金の対象経費について、事務手続の簡素化・合理化観点から、要件の明確化を図られたい。 また、過去に自治体からの確認事例を掲載するなど、Q&Aの内容をより充実していただきたい。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体の的確な判断に資するよう、引き続き、事前相談等を通じて助言に努めるとともに、「地方創生推進交付金に関するQ&A」の見直しを行い、令和3年度から実施する事業の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。
84	鹿児島県、九州地方知事会	土地改良事業関係補助金等に係る変更申請の要件緩和	以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30パーセント」とある部分については「50パーセント」と、「400万円」とある部分については「1000万円」と改正することを求める。 【土地改良事業関係補助金交付要綱】 ・第9の1(1)ア(ア)、(イ)a及び(2)ウ(ア)、第9の3(2)ア、第9の6(1)、第9の8(1)イ 【農地防災事業等補助金交付要綱】 ・第8(1)ア(ア)及び(イ)a、(2)ウ(ア)	農林水産省	5【農林水産省】 (15)土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金 「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林省)及び「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林省)に定める農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更については、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（長崎県関連）（8件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
74	福岡県、青森県、九州地方知事会	事業承継税制の認定審査に係る法令解釈の明確化による事業者の利便性の向上	国が法令の解釈に関するQ&A集を作成、公開し、法令の解釈を明確化すること	経済産業省	5【経済産業省】 (3)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。 ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。 ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たった際の留意点に関するカリキュラムを充実させる。
76	福岡県、九州地方知事会 【重点20】	農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「事業完了」の取扱いの見直し	農業振興地域の整備に関する法律及びその下位法令においては、農用地区域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが定められているが、この「工事が完了した年度」について、一部の地域については当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと農林水産大臣が認める場合には、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。 また、当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと認められる一部の地域については、農林水産大臣が積極的にその旨を認めてほしい。	農林水産省	5【農林水産省】 (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更(13条2項)については、当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地(10条3項2号)に該当する場合、当該事業の「工事が完了した」年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが必要である(施行令9条)と、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、農林水産大臣が当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認め、負担金の支払期間の始期を指定する旨を都道府県に通知した場合には、当該土地の一部については、当該通知において利益の全てが発生したと認める日を含む年度に「工事が完了した」とこととする。 【措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)】
78	長崎県、九州地方知事会	地方創生拠点整備交付金の繰越手続きの簡素化	地方創生拠点整備交付金の繰越(翌債)手続きの簡素化及びADAMSによる正式申請に先立ち、別途協議を行う機会を確保するなど、手続きの円滑化に資する見直しを求める。	内閣府、財務省	—
81	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金申請に係る検討時間等の確保	地方創生推進交付金申請に係る実施計画様式や審査基準等について、地方における検討・作業時間確保の観点から、変更等が予定されている内容等については、検討過程における早期の情報提供を図られたい。	内閣府	5【内閣府】 (14)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の申請手続について、地方公共団体の検討時間を確保するため、事業設計の参考となる情報を、申請に係る事務連絡の発出前の可能な限り早期に地方公共団体に提供する。 【措置済み(令和2年11月30日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)】
82	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金に係る対象経費の明確化	地方創生推進交付金の対象経費について、事務手続の簡素化・合理化観点から、要件の明確化を図られたい。 また、過去に自治体からの確認事例を掲載するなど、Q&Aの内容をより充実していただきたい。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体の的確な判断に資するよう、引き続き、事前相談等を通じて助言に努めるとともに、「地方創生推進交付金に関するQ&A」の見直しを行い、令和3年度から実施する事業の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。
84	鹿児島県、九州地方知事会	土地改良事業関係補助金等に係る変更申請の要件緩和	以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30パーセント」とある部分については「50パーセント」と、「400万円」とある部分については「1000万円」と改正することを求める。 【土地改良事業関係補助金交付要綱】 ・第9の1(1)ア(ア)、イa及び(2)ウ(ア)、第9の3(2)ア、第9の6(1)、第9の8(1)イ 【農地防災事業等補助金交付要綱】 ・第8(1)ア(ア)及びイa、(2)ウ(ア)	農林水産省	5【農林水産省】 (15)土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金 「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林省)及び「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林省)に定める農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更については、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

123	特別区長会、大村市 【重点18】	有料道路における障害者割引制度の是正	有料道路における障害者割引制度の是正	厚生労働省、国土交通省	5【厚生労働省(48)】【国土交通省(17)】 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、有料道路事業者との協議の上、以下のとおりとする。 ・更新申請手続における提出書類の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・ICTの活用等による申請手続の効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
148	大村市	自衛官等の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」を国に提出できることの法定化	地方公共団体は、国からの自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供依頼があったときは、「住民基本台帳の一部の写し」を提供することができる旨住民基本台帳法又は自衛隊法に明確に規定することを求める。	総務省、防衛省	5【総務省(6)】【防衛省(1)】 自衛隊法(昭29法165)及び住民基本台帳法(昭42法81) 自衛官又は自衛官候補生の募集に必要資料の提出を防衛大臣から求められた場合(自衛隊法97条1項及び同法施行令120条)については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（熊本県関連）（10件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
74	福岡県、青森県、九州地方知事会	事業承継税制の認定審査に係る法令解釈の明確化による事業者の利便性の向上	国が法令の解釈に関するQ&A集を作成、公開し、法令の解釈を明確化すること	経済産業省	5【経済産業省】 (3)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。 ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。 ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たっての留意点に関するカリキュラムを充実させる。
76	福岡県、九州地方知事会 【重点20】	農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「事業完了」の取扱いの見直し	農業振興地域の整備に関する法律及びその下位法令においては、農用地域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが定められているが、この「工事が完了した年度」について、一部の地域については当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと農林水産大臣が認める場合には、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。 また、当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと認められる一部の地域については、農林水産大臣が積極的にその旨を認めてほしい。	農林水産省	5【農林水産省】 (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・農用地域内の土地を農用地域から除外するために行う農用地域の変更(13条2項)については、当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地(10条3項2号)に該当する場合、当該事業の「工事が完了した」年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが必要である(施行令9条)と、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、農林水産大臣が当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認め、負担金の支払期間の始期を指定する旨を都道府県に通知した場合には、当該土地の一部については、当該通知において利益の全てが発生したと認める日を含む年度に「工事が完了した」とする。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]
78	長崎県、九州地方知事会	地方創生拠点整備交付金の繰越手続きの簡素化	地方創生拠点整備交付金の繰越(翌債)手続きの簡素化及びADAMSによる正式申請に先立ち、別途協議を行う機会を確保するなど、手続きの円滑化に資する見直しを求める。	内閣府、財務省	—
81	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金申請に係る検討時間等の確保	地方創生推進交付金申請に係る実施計画様式や審査基準等について、地方における検討・作業時間確保の観点から、変更等が予定されている内容等については、検討過程における早期の情報提供を図られたい。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の申請手続について、地方公共団体の検討期間を確保するため、事業設計の参考となる情報を、申請に係る事務連絡の発出前の可能な限り早期に地方公共団体に提供する。 [措置済み(令和2年11月30日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)]
82	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金に係る対象経費の明確化	地方創生推進交付金の対象経費について、事務手続の簡素化・合理化観点から、要件の明確化を図られたい。 また、過去に自治体からの確認事例を掲載するなど、Q&Aの内容をより充実していただきたい。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体の的確な判断に資するよう、引き続き、事前相談等を通じて助言に努めるとともに、「地方創生推進交付金に関するQ&A」の見直しを行い、令和3年度から実施する事業の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。
84	鹿児島県、九州地方知事会	土地改良事業関係補助金等に係る変更申請の要件緩和	以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30パーセント」とある部分については「50パーセント」と、「400万円」とある部分については「1000万円」と改正することを求める。 【土地改良事業関係補助金交付要綱】 ・第9の1(1)ア(ア)、(イ)a及び(2)ウ(ア)、第9の3(2)ア、第9の6(1)、第9の8(1)イ 【農地防災事業等補助金交付要綱】 ・第8(1)ア(ア)及び(イ)a、(2)ウ(ア)	農林水産省	5【農林水産省】 (15)土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金 「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林省)及び「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林省)に定める農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更については、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

219	合志市	自衛隊法等に基づく自衛官等の募集に関する事務について住民基本台帳の一部の写しを提出できることの明確化	自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づき自衛隊より募集対象者情報の提出依頼があるところ、当該依頼に対して住民基本台帳の一部の写しを提出することに住民基本台帳法上の制約はないものと解されるが、対外的な説明の観点から通知等によりその旨明確化することを求める。	総務省、防衛省	5【総務省(6)】【防衛省(1)】 自衛隊法(昭29法165)及び住民基本台帳法(昭42法81) 自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合(自衛隊法97条1項及び同法施行令120条)については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
256	熊本市 【重点5】	幼児教育・保育の無償化に係る月割りの取扱いを可能とすること	幼児教育・保育の無償化に伴う認定において、月割りの取扱いを可能とする。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(9)(iv)】【文部科学省(8)(iii)】【厚生労働省(34)(iv)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 子育てのための施設等利用給付(30条の2)について、施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)が、その小学校就学前子ども(30条の4第1項)の利用する特定子ども・子育て支援施設(7条10項1号から3号の施設に限る。)を変更せずに月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合に、関係市町村間の調整により、月割りによる給付が可能であること等を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年10月28日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定子ども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向け【FAQ2020年10月30日版】)]
257	熊本市	幼保連携型認定子ども園が行う施設整備事業に対する交付金の一本化等	幼保連携型認定子ども園の施設整備事業に対する交付金の一本化による協議の統一及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定子ども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定子ども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 [措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)] また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
258	熊本市 【重点8】	児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定及び受給者証への記載を不要とする。	「就学前の障害児の発達支援の無償化」が実施されたことに伴い、無償化対象児童については、障害児通所給付決定における「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定及び受給者証への記載を不要とする。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (vi)障害児通所支援利用における無償化対象通所児童(施行令24条3号)に係る障害児通所給付決定(法21条の5の5第1項)については、所得区分に応じた負担上限月額及び多子軽減措置の認定について、報酬の審査支払等に係る事務処理システムの改修の必要性を勘案しつつ、簡素化する方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（大分県関連）（7件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
74	福岡県、青森県、九州地方知事会	事業承継税制の認定審査に係る法令解釈の明確化による事業者の利便性の向上	国が法令の解釈に関するQ&A集を作成、公開し、法令の解釈を明確化すること	経済産業省	5【経済産業省】 (3)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。 ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。 ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たっての留意点に関するカリキュラムを充実させる。
76	福岡県、九州地方知事会 【重点20】	農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「事業完了」の取扱いの見直し	農業振興地域の整備に関する法律及びその下位法令においては、農用地域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが定められているが、この「工事が完了した年度」について、一部の地域については当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと農林水産大臣が認める場合には、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。 また、当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと認められる一部の地域については、農林水産大臣が積極的にその旨を認めてほしい。	農林水産省	5【農林水産省】 (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・農用地域内の土地を農用地域から除外するために行う農用地域の変更(13条2項)については、当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地(10条3項2号)に該当する場合、当該事業の「工事が完了した」年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが必要である(施行令9条)と、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、農林水産大臣が当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認め、負担金の支払期間の始期を指定する旨を都道府県に通知した場合には、当該土地の一部については、当該通知において利益の全てが発生したと認める日を含む年度に「工事が完了した」とする。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]
78	長崎県、九州地方知事会	地方創生拠点整備交付金の繰越手続きの簡素化	地方創生拠点整備交付金の繰越(翌債)手続きの簡素化及びADAMSによる正式申請に先立ち、別途協議を行う機会を確保するなど、手続きの円滑化に資する見直しを求める。	内閣府、財務省	—
81	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金申請に係る検討時間等の確保	地方創生推進交付金申請に係る実施計画様式や審査基準等について、地方における検討・作業時間確保の観点から、変更等が予定されている内容等については、検討過程における早期の情報提供を図られたい。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の申請手続について、地方公共団体の検討期間を確保するため、事業設計の参考となる情報を、申請に係る事務連絡の発出前の可能な限り早期に地方公共団体に提供する。 [措置済み(令和2年11月30日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)]
82	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金に係る対象経費の明確化	地方創生推進交付金の対象経費について、事務手続の簡素化・合理化観点から、要件の明確化を図られたい。 また、過去に自治体からの確認事例を掲載するなど、Q&Aの内容をより充実していただきたい。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体の的確な判断に資するよう、引き続き、事前相談等を通じて助言に努めるとともに、「地方創生推進交付金に関するQ&A」の見直しを行い、令和3年度から実施する事業の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。
84	鹿児島県、九州地方知事会	土地改良事業関係補助金等に係る変更申請の要件緩和	以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30パーセント」とある部分については「50パーセント」と、「400万円」とある部分については「1000万円」と改正することを求める。 【土地改良事業関係補助金交付要綱】 ・第9の1(1)ア(ア)、(イ)a及び(2)ウ(ア)、第9の3(2)ア、第9の6(1)、第9の8(1)イ 【農地防災事業等補助金交付要綱】 ・第8(1)ア(ア)及び(イ)a、(2)ウ(ア)	農林水産省	5【農林水産省】 (15)土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金 「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林省)及び「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林省)に定める農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更については、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

251	由布市	児童手当等における認定、支給及び支払い方法の遡及	児童手当や特例給付(以下、児童手当等)において、認定請求の時期にかかわらず、事実発生日の翌月から支給対象とするなど、不支給期間が発生しないよう遡及方法について見直しを求める。	内閣府	-
-----	-----	--------------------------	---	-----	---

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（宮崎県関連）（7件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
74	福岡県、青森県、九州地方知事会	事業承継税制の認定審査に係る法令解釈の明確化による事業者の利便性の向上	国が法令の解釈に関するQ&A集を作成、公開し、法令の解釈を明確化すること	経済産業省	5【経済産業省】 (3)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。 ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。 ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たっての留意点に関するカリキュラムを充実させる。
76	福岡県、九州地方知事会 【重点20】	農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「事業完了」の取扱いの見直し	農業振興地域の整備に関する法律及びその下位法令においては、農用地区域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが定められているが、この「工事が完了した年度」について、一部の地域については当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと農林水産大臣が認める場合には、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。 また、当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと認められる一部の地域については、農林水産大臣が積極的にその旨を認めてほしい。	農林水産省	5【農林水産省】 (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更(13条2項)については、当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地(10条3項2号)に該当する場合、当該事業の「工事が完了した」年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが必要である(施行令9条)ところ、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、農林水産大臣が当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認め、負担金の支払期間の始期を指定する旨を都道府県に通知した場合においては、当該土地の一部については、当該通知において利益の全てが発生したと認める日を含む年度に「工事が完了した」とこととする。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農林振興局長通知)]
78	長崎県、九州地方知事会	地方創生拠点整備交付金の繰越手続きの簡素化	地方創生拠点整備交付金の繰越(翌債)手続きの簡素化及びADAMSによる正式申請に先立ち、別途協議を行う機会を確保するなど、手続きの円滑化に資する見直しを求める。	内閣府、財務省	—
81	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金申請に係る検討時間等の確保	地方創生推進交付金申請に係る実施計画様式や審査基準等について、地方における検討・作業時間確保の観点から、変更等が予定されている内容等については、検討過程における早期の情報提供を図りたい。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の申請手続について、地方公共団体の検討期間を確保するため、事業設計の参考となる情報を、申請に係る事務連絡の発出前の可能な限り早期に地方公共団体に提供する。 [措置済み(令和2年11月30日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)]
82	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金に係る対象経費の明確化	地方創生推進交付金の対象経費について、事務手続の簡素化・合理化観点から、要件の明確化を図りたい。 また、過去に自治体からの確認事例を掲載するなど、Q&Aの内容をより充実していただきたい。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体の確かな判断に資するよう、引き続き、事前相談等を通じて助言に努めるとともに、「地方創生推進交付金に関するQ&A」の見直しを行い、令和3年度から実施する事業の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。
84	鹿児島県、九州地方知事会	土地改良事業関係補助金等に係る変更申請の要件緩和	以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30パーセント」とある部分については「50パーセント」と、「400万円」とある部分については「1000万円」と改正することを求める。 【土地改良事業関係補助金交付要綱】 ・第9の1(1)ア(ア)、(イ)a及び(2)ウ(ア)、第9の3(2)ア、第9の6(1)、第9の8(1)イ 【農地防災事業等補助金交付要綱】 ・第8(1)ア(ア)及び(イ)a、(2)ウ(ア)	農林水産省	5【農林水産省】 (15)土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金 「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林省)及び「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林省)に定める農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更については、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
155	宮崎市、沼津市	精神障害者保健福祉手帳制度実施要領に基づく障害者手帳申請書の押印省略	精神障害者保健福祉手帳制度実施要領を改正し、別紙様式1「氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする」との文言を追加する等、精神障害者保健福祉手帳申請書の押印の省略が可能であることを明確化する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神障害者保健福祉手帳の申請(45条1項)については、令和2年度中に精神障害者保健福祉手帳制度実施要領(平7厚生省保健医療局長)を改正し、押印を不要とする。

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（鹿児島県関連）（7件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
74	福岡県、青森県、九州地方知事会	事業承継税制の認定審査に係る法令解釈の明確化による事業者の利便性の向上	国が法令の解釈に関するQ&A集を作成、公開し、法令の解釈を明確化すること	経済産業省	5【経済産業省】 (3)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。 ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。 ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たっての留意点に関するカリキュラムを充実させる。
76	福岡県、九州地方知事会 【重点20】	農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「事業完了」の取扱いの見直し	農業振興地域の整備に関する法律及びその下位法令においては、農用地域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが定められているが、この「工事が完了した年度」について、一部の地域については当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと農林水産大臣が認める場合には、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。 また、当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと認められる一部の地域については、農林水産大臣が積極的にその旨を認めてほしい。	農林水産省	5【農林水産省】 (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・農用地域内の土地を農用地域から除外するために行う農用地域の変更(13条2項)については、当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地(10条3項2号)に該当する場合、当該事業の「工事が完了した」年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが必要である(施行令9条)と、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、農林水産大臣が当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認め、負担金の支払期間の始期を指定する旨を都道府県に通知した場合には、当該土地の一部については、当該通知において利益の全てが発生したと認める日を含む年度に「工事が完了した」とする。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]
78	長崎県、九州地方知事会	地方創生拠点整備交付金の繰越手続きの簡素化	地方創生拠点整備交付金の繰越(翌償)手続きの簡素化及びADAMSによる正式申請に先立ち、別途協議を行う機会を確保するなど、手続きの円滑化に資する見直しを求める。	内閣府、財務省	—
81	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金申請に係る検討時間等の確保	地方創生推進交付金申請に係る実施計画様式や審査基準等について、地方における検討・作業時間確保の観点から、変更等が予定されている内容等については、検討過程における早期の情報提供を図られたい。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の申請手続について、地方公共団体の検討期間を確保するため、事業設計の参考となる情報を、申請に係る事務連絡の発出前の可能な限り早期に地方公共団体に提供する。 [措置済み(令和2年11月30日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)]
82	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金に係る対象経費の明確化	地方創生推進交付金の対象経費について、事務手続の簡素化・合理化観点から、要件の明確化を図られたい。 また、過去に自治体からの確認事例を掲載するなど、Q&Aの内容をより充実していただきたい。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体の的確な判断に資するよう、引き続き、事前相談等を通じて助言に努めるとともに、「地方創生推進交付金に関するQ&A」の見直しを行い、令和3年度から実施する事業の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。
84	鹿児島県、九州地方知事会	土地改良事業関係補助金等に係る変更申請の要件緩和	以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30パーセント」とある部分については「50パーセント」と、「400万円」とある部分については「1000万円」と改正することを求める。 【土地改良事業関係補助金交付要綱】 ・第9の1(1)ア(ア)、(イ)a及び(2)ウ(ア)、第9の3(2)ア、第9の6(1)、第9の8(1)イ 【農地防災事業等補助金交付要綱】 ・第8(1)ア(ア)及び(イ)a、(2)ウ(ア)	農林水産省	5【農林水産省】 (15)土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金 「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林省)及び「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林省)に定める農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更については、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

118	志布志市	国民年金等事務費交付金の算定事務簡略化	<p>「国民年金等事務費交付金の算定事務簡略化」交付金算定項目の「協力・連携に係る経費」の「算定額」積算において、「相談件数」が必要となるが、毎月年金機構に報告している「可搬型照会用窓口装置」の処理件数や年金事務所が作成している「国民年金事業状況統計表」の処理件数等によるものにするなど、算定事務の簡略化を求める。</p>	厚生労働省	<p>5【厚生労働省】 (42)国民年金等事務取扱交付金 国民年金等事務取扱交付金のうち、協力・連携事務に係る交付金の交付申請については、算定事務の負担軽減に資する取組事例を収集し、市区町村に通知する。 【措置済み（令和2年11月27日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡）】</p>
-----	------	---------------------	---	-------	---

令和2年の地方からの提案に関する対応方針（沖縄県関連）（8件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和2年12月18日閣議決定)記載内容
74	福岡県、青森県、九州地方知事会	事業承継税制の認定審査に係る法令解釈の明確化による事業者の利便性の向上	国が法令の解釈に関するQ&A集を作成、公開し、法令の解釈を明確化すること	経済産業省	5【経済産業省】 (3)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。 ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。 ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たっての留意点に関するカリキュラムを充実させる。
76	福岡県、九州地方知事会 【重点20】	農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「事業完了」の取扱いの見直し	農業振興地域の整備に関する法律及びその下位法令においては、農用地域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが定められているが、この「工事が完了した年度」について、一部の地域については当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと農林水産大臣が認める場合には、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。 また、当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと認められる一部の地域については、農林水産大臣が積極的にその旨を認めてほしい。	農林水産省	5【農林水産省】 (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・農用地域内の土地を農用地域から除外するために行う農用地域の変更(13条2項)については、当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地(10条3項2号)に該当する場合、当該事業の「工事が完了した」年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが必要である(施行令9条)と、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、農林水産大臣が当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認め、負担金の支払期間の始期を指定する旨を都道府県に通知した場合には、当該土地の一部については、当該通知において利益の全てが発生したと認める日を含む年度に「工事が完了した」とする。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]
78	長崎県、九州地方知事会	地方創生拠点整備交付金の繰越手続きの簡素化	地方創生拠点整備交付金の繰越(翌償)手続きの簡素化及びADAMSによる正式申請に先立ち、別途協議を行う機会を確保するなど、手続きの円滑化に資する見直しを求める。	内閣府、財務省	—
81	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金申請に係る検討時間等の確保	地方創生推進交付金申請に係る実施計画様式や審査基準等について、地方における検討・作業時間確保の観点から、変更等が予定されている内容等については、検討過程における早期の情報提供を図られたい。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の申請手続について、地方公共団体の検討期間を確保するため、事業設計の参考となる情報を、申請に係る事務連絡の発出前の可能な限り早期に地方公共団体に提供する。 [措置済み(令和2年11月30日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)]
82	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金に係る対象経費の明確化	地方創生推進交付金の対象経費について、事務手続の簡素化・合理化観点から、要件の明確化を図られたい。 また、過去に自治体からの確認事例を掲載するなど、Q&Aの内容をより充実していただきたい。	内閣府	5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体の的確な判断に資するよう、引き続き、事前相談等を通じて助言に努めるとともに、「地方創生推進交付金に関するQ&A」の見直しを行い、令和3年度から実施する事業の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。
84	鹿児島県、九州地方知事会	土地改良事業関係補助金等に係る変更申請の要件緩和	以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30パーセント」とある部分については「50パーセント」と、「400万円」とある部分については「1000万円」と改正することを求める。 【土地改良事業関係補助金交付要綱】 ・第9の1(1)ア(ア)、(イ)a及び(2)ウ(ア)、第9の3(2)ア、第9の6(1)、第9の8(1)イ 【農地防災事業等補助金交付要綱】 ・第8(1)ア(ア)及び(イ)a、(2)ウ(ア)	農林水産省	5【農林水産省】 (15)土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金 「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林省)及び「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林省)に定める農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更については、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

167	島根県、岩手県、沖縄県、中国地方知事会	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化を定める。	環境省	5【環境省】 (10)自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金 自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当該交付金の交付決定については、工事の早期着手に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。
206	沖縄県	ファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所できることの明確化	「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日付け雇児第50号)を改正し、里親に委託されている児童と同様に、ファミリーホームに委託されている児童も保育所へ入所できることを明確化する。併せて、保育所利用に係る利用者負担についても、里親と同様の扱いとする。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府(2)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (i)小規模住居型児童養育事業(児童福祉法6条の3第8項)を行う者に委託されている児童については、保育所への入所が可能であることを明確化するため、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平11厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長、保育課長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 また、当該児童が保育所へ入所する場合の費用の支弁等の取扱いについても検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。